

彦根藩普請方の組織と機能

はじめに

近世大名家における家臣団編成の中で、足軽や小者（中間）の位置づけが、日用層に代替可能な一代限りの雇用労働の状況から、大名家によっては、諸役所（役方）で長期間使役され専門的な業務遂行能力が求められるようになり、世襲的な譜代家臣化が進んだと指摘されている⁽¹⁾。また足軽が諸役所で恒常的に使役されることを「定役」と表現される⁽²⁾ことが各大名家の事例で確認され、近世足軽の一定の格式を表現する共通認識となっていたと考えられる。

このような足軽は、一般的に近世初期では城郭や城下町形成のための普請に動員され、城郭・城下町整備が一段落する十七世紀後半には、一部の足軽は、城郭や藩の諸施設の維持管理のため使役されるが、その他は番方や諸役所で使役されるようになる⁽³⁾。

加賀藩の武家奉公人（足軽・小者）を分析した森下徹氏は、加賀藩の足軽組織は、年寄や物頭に付される「組附足軽」、諸機関に付される「諸場附足軽」、諸機関での人員不足を臨時に補充するための「割場附足軽」に大別され、十七世紀末から近世中後期にかけて、足軽の

母利 美和

職務としての普請役がなくなっていく過程で、役所（諸機関）で使役されるようになり、「元来」は、「武用専務」に編成されたはずの先手組において、まともに弓術の練習はおこなわれておらず、役所での使役を専らとするようになっていた⁽⁴⁾と述べ、さらに「割場附足軽」の詳細な分析を通じて、足軽の存在について「諸藩の藩庁機構は、その末端に、専門的な実務官僚としての足軽層を抱え込んで成立していた」と、近世大名家臣団の官僚制的性質を強調した⁽⁵⁾。

しかしその一方で同氏は、萩藩家臣団の分析においては、普請役の縮小にともない、萩藩の大組（軍事における「備」編成の単位）家臣の普段の勤めは「番役」となったこと、それを担う大組家臣の一部は役所の統括的な地位につくが、個々の部署には下級家臣や奉公人クラス（足軽・中間）が実務担当者として配属されたとして、下級家臣や奉公人クラスの吏僚化を指摘した上で、これら役人の頻繁な不正事例を紹介して機能不全を指摘し、「東アジア官僚制国家」を体現している⁽⁶⁾とはいえないと論じた。

この二つの藩の分析結果の差異について、同氏はとくに触れてはいない。しかし個々の諸藩の事例を分析すると、このような差異が家臣

団の成立経緯や、大名領知高と家臣団人数あるいは給人層知行高との関係など、個々の家臣団の特質によるものであることは考慮されなければならぬであろう。

例えば、萩藩において大組家臣の本務が「番役」であることは、大組家臣は「番役」につく家臣と「役方」につく家臣が区別され、「番役」につく家臣が八割以上おり、足軽の内七組の弓足軽は苗字を持つが、鉄砲足軽の二十四組は苗字を持たず、「番役」の勤め方においても格差があると指摘される。⁽⁷⁾しかし、本稿で論じる彦根藩では、「備」の「組頭」をはじめ、「旗奉行」「鑓奉行」「弓鉄砲足軽頭」「母衣役」などの「武役」を勤める上・中級家臣が、平時の「役儀」を兼務し、文政期の給人四七五人の内、四一八八、約九割もの家臣が藩政機構の「役儀」についており、三十七組の弓・鉄砲足軽一、二七〇人（組手代を含む）は、すべて苗字帯刀を許されているなど、あきらかに家臣の位置づけ、家臣に求められた「役」のあり方が異なっている。⁽⁸⁾

本稿ではこのような差異の認識にたつた上で、彦根藩の普請方組織を検討することにより、藩主家・家臣団とその経済をささえる町人が共存した城下町をはじめ、領内のインフラ整備・維持に藩官僚組織が実効的に機能していたことの一事例を提示したい。とくに、これらに動員された足軽・旗指などの下級家臣の労働役である「出人」や、家臣に課される「家中役夫」のあり方については、近世前期に頻繁に見られた幕府から諸大名に命じられる「公儀普請」だけではなく、藩領内での「家中役夫」使役の具体像と、それらを差配する普請方の役割についても注目していきたい。

第一章 普請方の組織

第一節 近世前期の普請方の組織

(1) 普請奉行

彦根藩における普請奉行の初見は、大坂夏の陣後の元和元年（一六一五）七月二十四日、二代井伊直孝が彦根城の改修にあたって命じた次の「普請定」⁽⁹⁾である。

御普請二付而万定之事

- 一、侍衆、他所へ御使二越候時に、休日之日限三分一たるへき事、
- 一、御足軽衆・御中間衆、他所へ御使二参候時之休日、十日二三日つ、の積り五十日迄之分、五十日夕上ハ休日十五日たるへき事、
- 但、路次積り之外おそく参候者、休日之内たるへき事、
- 一、御あしかる・中間、朝めし・昼食ニあたり候時、かねつき次第早々普請場へ可出事、
- 一、つぼわり内、普請出来候ハ、奉行人へ相渡シ可申候、若不相渡罷歸り候ハ、其日之不参たるへき事、
- 一、御普請昼休之事、六月之土用入ニ候て今七月中迄一時たるへき事、
- 一、着到之儀、右定之積りを以、念ヲ入付可申事、
- 一、ふれ口之事、御足軽之内にて拾人可被遣候事、
- 右之条被仰出候間、早々御ふれ可有之候、以上、

（元和元年）
卯ノ七月廿四日

御普請奉行

早川弥左衛門殿

同 忠左衛門殿

佐成三郎左衛門殿

植田長右衛門殿

竹中勘兵衛殿

御着到付

西嶋弥次左衛門殿

水嶋善左衛門殿

宛名には、早川弥惣左衛門以下五人の普請奉行と普請場での着到付の二人が記載される。彦根城普請は、慶長九年（一六〇四）年、徳川家康の命により公儀普請として幕府から三人の公儀奉行が派遣され、近江周辺の数十家の大名が動員されて始められたが、この元和期の普請は、彦根藩単独での改修・整備の普請であった。⁽¹⁰⁾ 改修・整備工事といっても、慶長期には第一郭・第二郭を中心に整備され、第三郭や諸櫓・門の整備は完全ではなかったため、家中総動員で進められた大規模な工事と考えられる。「普請定」では、「侍衆」「御足軽衆」「御中間衆」の休日・昼食・坪割（分担地）の完成届・昼休・触口について規定し、普請奉行・着到付から家中へ触れ出すよう申し渡された。

普請奉行の筆頭に記された早川弥惣左衛門は、近世中期の記録ではあるが、「井伊年譜」⁽¹¹⁾に慶長期の彦根城の縄張りをおこなったと記される「早川弥三左衛門」と同一人物と考えられ、普請に精通した家臣であったと推測される。元和期の普請では、彼を筆頭として五人の普請奉行が城郭・城下町の改修・整備に従事していたが、寛永期には、普請奉行は二人体制に移行する。寛永元年（一六二四）に二条城普請に動員された彦根藩では、「手前普請奉行・足軽かしら、しゃうごハ

なく談合つく二仕候由、一段之奉公ニ而候、其上弥無所存様ニ可被申付事」⁽¹²⁾、また「佐成・竹中・塩野・植田ニ少もくじやうごハなく、^(小普)この・中間のやうニかはあからめあい不申とも、なにをもく^(顔)だん合仕、能キかたのたふん^(多分)ニつき可申付旨、可被申付候事」と、現場での普請奉行・作事奉行と足軽の物頭が「しゃうご」（齟齬力）なく「談合」を尽くし、現場での指揮をとるよう命じている。佐成と竹中は当時の普請奉行であり、二条城での普請現場に二人の普請奉行が派遣されている。

その後、慶安三年（一六五〇）四月二十五日には、おそらく地震によるものと考えられるが、次の八箇条の「覚」（井伊直孝書付）⁽¹⁴⁾のよ
うに、城中・惣構・道路・土居・石垣・三之丸瓦葺塀・天守取付の十二間櫓・本丸角櫓などの破損箇所を修復を、それぞれ普請奉行・作事奉行に命じている。

覚

一、城中破損所之書付小幡久右衛門・湯本弥五介所々指越候、則御老中々修覆御証文申請越候間、足軽并役人も草臥不申様一旦二不仕候とも、緩々と仕立候様ニ可被申付候事、

一、惣構破損所、右式人之者所々書付越候、是ハ大積ニ而間数多修覆所々書付上、御証文申請候御紙面ニ有之候、右同前ニゆるく⁽と丈夫ニ可被申付事、

一、山下茂左衛門屋敷西之方、船留番所へ通り候道連々くすれ、只今道直四尺在之由申越候、道は、四尺ニ而能候之間、其四尺石之崩不申候様ニ波よけをもよく念入申付尤二候、

一、惣構土居之儀、崩ハ拾間も十五間もその上も有之時分ハ書付指

越候様ニ仕、少ツ、崩候所ハ普請人拾・式拾斗ツ、ニ而普請とも見へ不申候程之儀ニ而出来可申候間、つねく無油断崩目をもとめ、立派能様ニ可仕旨可被申付候、左様之時分ハ何事も見廻り、其上仕様可被申付候、普請共目たち申程之儀ニて候ハ、公儀へ不申上仕候義ハ不入義ニ而候間、左様之処見斗尤ニ而候事、

一、石垣之義ハ五間三間ニ而も何時も申越候様ニ可被致候、幾度被申越候而も御証文申請候ニ滞申儀ニ而ハ無之候事、

一、三之丸瓦ふきの塀大方損し申旨、破損方宮崎惣右衛門・越石次郎右衛門申越候書付見分候、二人之者申ことくニ、忝度ニハ不成儀、其上夥敷世間へも見へ可申候間、三四拾間、四五十間、六七拾間斗ツ、も連々ニ、当年、来年之内ニそろく丈夫ニ念入可被申付候事、

一、天守へ取付候二間十二間之多門損し申候由、右式人之者申越候、是ハ此已前分其ま、被指置間敷躰ニ候間、新敷内も見苦敷無之様ニ丈夫ニ念入可被申付候事、

一、本丸角之矢倉北西之方、風雨つよくあて壁節々損し申旨二人之者申越候、是ハ先成次第二念を入、如跡々壁仕候様ニ可被申付候事、右之通、万損益之考など被仕、丈夫ニ見懸能、末々迄もこたへ候様ニ可被申付候、又矢さま・鉄炮狭間なども吟味仕、是又可被申付候、惣別普請ハ何時所替へ可被仰付も不被存候義候得ハ、人ニ渡し、其後之外聞作法能様ニ仕所肝要ニ而候、当分少物入申儀如何と存、見苦敷様ニ被申付間敷候、材木なども領内ニ有之末も可有之候、他所分調よ七候材木大方ハ入可申候、左様之吟味念入可被申付候也、

寅卯月廿五日 御印

木俣清左衛門殿 庵原主税介殿
岡本半介殿 木俣半弥殿

これによると、「城中破損所之書付」を江戸へ報告した普請奉行は、小幡久右衛門・湯本弥五介所の二人、「三之丸瓦ふきの塀大方損し申旨」の書付を報告した作事奉行は、宮崎惣右衛門・越石次郎右衛門の二人であり、この時期も普請奉行は二人体制となっている。

ここで注目したいのは、普請奉行が二人に減少したことだけでは無い。被害が甚大であったこともあるが、幕府老中からの「修復御証文」(老中奉書力)を要請して認可を得たので、「足軽并役人も草臥不申様ニ一旦ニ不仕候とも、緩々と仕立候様ニ可被申付候事」と、足軽や「役人」(家中役)が「草臥」ないように、「緩々と仕立」るよう命じていることである。

近世初期に見られた「公儀普請」では、軍事的緊張状態のため、動員された大名は、個々の割り当てられた持ち場をいかに早く見事に完成させるか競合させられ、短期間で一気に工事をすすめたが、この慶安期の普請では、かなり甚大な破損箇所がありながら、そうした軍事的緊急性は求めていない。むしろ末尾の傍線部に記された趣意書に見られるように、「万損益之考」をおこない、「丈夫ニ見懸能、末々迄も」持ちこたえるよう申し付け、矢狭間や鉄炮狭間も吟味して普請を申し付けることは、いつ「所替」を命じられるか分からないため、「人」(他の大名家)に渡した後でも、「外聞作法能様」にすることが重要であるとの認識があったからである。そのため、「当分少物入」となることを「如何と存」、「見苦敷様ニ」(手抜きして)申しつけてはならないと命じている。

こうした認識は元禄期でも確認できる。元禄十三年（一七〇〇）十月十八日、四代井伊直興は、国元の家老・普請奉行・作事奉行へ次のように命じている。⁽¹⁵⁾

一、普請方・作事方・諸奉行兼々申付候仕置之儀、随分念入、かり二も大まかに無之様ニ申合、無油断可相勤候、
 一、人夫等召仕候二も当分之人見せ二斗心得、日送りと存致し候故、人夫ハ入増候而も普請等はかどり不申、人夫等ハつかれ候様成わ可有之事ニ候、ケ様之考第一ニ存候、御先代之奉行共ハ左様之処を能致得心召仕、普請等はかゆき候様ニ仕、又可休時刻ハ見合人夫等休め、進退をわかち候と相聞へ候、近年之奉行ハ朝分晩迄ふしつかせ候ても、終日召仕候を好と斗心得候故、人夫・役人等も却而奉行人之氣つかぬ不得心を見切、日用取之一日送り之様ニ万事致し来候由、前々十日ニ出来候儀廿日ニも出来かね、人夫つかれ万不作法成仕方と相聞へ候、此段ハ普請奉行・作事奉行之不了簡と申ものニ候、人ヲ召仕候ニハ指引之心得無之候而ハ難成事ニ候、能々申合役儀可相勤候、

一、当分之物入をいとひ当座弘ニ物事仕来、問もなく、また修復取懸り候様ニ仕候事、下らうの一銭をいとひ百銭捨訳可有之儀ハ、ケ様之所奉行之考第一成事候、其上城内廻り破損ハ、猶以丁寧ニ念入久鋪こたへ候様之心得肝要ニ而候、城廻り之普請ニハ公儀御奉書頂戴之上申付候処、何之子細も無之ニ、早速破損仕候と申上事ハ難成つけ御見かきり之根本ニ而候、内証方之儀ハ幾度も成やすき事候、城廻りハ公儀之第一之事、ケ様之儀ハ普請奉行・作事奉行勤候程之ものハ一言不申候而も了簡可有事候得共、物事大

切之義と不苦儀との用捨相考、役儀申合可相勤候、
 一、惣而城廻り之修復等ハ老中・城代へ申聞、両役相談之上可被申付儀と存候、

一、右之外ハ兼而申付候趣毛頭無相違可相勤候、我等永々病中故氣遣ニ存、小野田小介用事有之上せ候間、乍序申付候、

右之通可被申渡候、以上、

十月十八日 元禄十三年

木俣清左衛門殿 庵原助右衛門殿 長野十郎左衛門殿

長野民部殿 普請奉行 作事奉行

普請方・作事方・諸奉行への通告としながらも、とくに普請奉行・作事奉行を取り上げ、人を使役するには、やみくもに朝から晩まで働かせるのではなく、適切に休みを取らせることが大事であり、「人ヲ召仕候ニハ指引之心得無之候而ハ難成事」だと普請奉行らの心得を述べている。また、当面の出費を厭い、十分な修理をおこなわず、またすぐに再修理をおこなうことは、「下らうの一銭をいとひ百銭捨」てるようなものと断じる。さらに「城内廻り破損ハ、猶以丁寧ニ念入久鋪こたへ候様之心得肝要」とし、「城廻り之普請」は公儀からの御奉書を頂戴した上で申し付けるものであり、さしたる事情もなく「早速破損」したと再度修復を願うようなことはできない。そのような事態となれば、幕府からの「御見かきり」の「根本」（原因）となり、「内証方之儀」、つまり將軍への非公式ルートで伝達される「内証」事項に「幾度も成やすき事」であり、「城廻りハ公儀之第一之事」であるとの認識を示している。

当時、直興は「永々病中」にあり、この翌年三月五日に嫡子直通に

家督相続を許され隠居している。文末には、「右之外ハ兼而申付候趣毛頭無相違可相勤候」と、これ以外は以前から命じていることと変わりはないが、これだけは病中であり「氣遣ニ存」ずるため、他の御用で国元に派遣した側役小野田小介を通じて、関係諸役人に態々命じたのである。

これ以後、普請奉行は二人体制として確立し、幕末までつづくことになる。

(2) 普請奉行配下の下役

寛永から慶安期に二人体制となつた普請奉行は、近世初期においては城郭の改修・整備⁽¹⁶⁾、幕府から臨時に命じられる「公儀御普請」⁽¹⁷⁾が主要な任務であったが、それらが整うと同時に、それらの維持管理、また様々な課題処理のため任務は増大した。

寛永二十年（一六四三）二月十三日には、同十八年から二年にわたつた凶作のための飢饉により、在江戸の藩主井伊直孝は国元からの「^(救)すくい普請」の伺いに対して、次のように指示を出した。⁽¹⁸⁾

領内でも「とかく奉公ニも余、ひしと喰物無之つまり候もの定而多く可在之候」という状況となり、もし飢人が多くいるなら、「女の分」は十年以内の年季で「他処」（他領）奉公を許容するが、「男の分」は「他処」奉公をさせず、「一日ニ老人ニ付、米武佐升一升ツ、」で召し使うよう、例年申し付けている堤・川除普請を村々へ申し付け、堤・川除のできない所は、用水の新溜池や新開などを申し付け、「飢死可申鉢之もの二者老人ニ付而一日ニ米武佐升壹升ツ、」与えて普請するよう命じた。また、普請場所がない「浦方」には、藩が管理する「小

谷山・奥之嶋山」などで薪を集めさせ、船着き場へ運び出し、船で彦根まで運び売らせるよう指示をしたのである。

こうした領内各地での普請実施に、普請奉行だけで対応することは困難であった。そのため、次のようにも指示を出している。⁽¹⁹⁾

一、如件方々ニ而飢人^(救い)すくひのため色々之儀可申付候間、手代二足輕之内ニ而慥成者吟味仕、渡候而成とも申付候様ニ可被致候、右之役人ニ成候衆へ常式之普請などの様ニ心得つよく申付候ハ、却而迷惑ニ成可申候間、左様之考、何之所も如同ニ仕候様肝要候事、

一、新ひらき杯申付候所ハあかり足輕之内、又ハ伊賀衆、又ハ七十人衆などの内ニ而左様之所々たんれん仕候慥成者を申付、人召仕候様子、右之通ニ仕、西堀次兵衛指図仕申付候様ニ可被申付事、前条では、足輕の内から確かな人物を選び普請奉行の「手代」とすること、次条では、新開場所へは「あかり足輕」（隠居後「番上がり足輕」となり門番に就いた者）の内か、伊賀歩行・七十人歩行の内から、新開普請に熟練した人物を選び申し付けるよう命じた。またこういう状況での普請に動員された「役人」（百姓役夫）は、「常式之普請」とは異なり、「心得つよく」指図しては窮状にある彼らにとつては却つて迷惑であるので、よく了簡し、どの普請場所でも同じように対応することが大事とも命じている。つまり、普段の普請に従事し熟練している足輕などを「手代」として、各普請場の管理をさせることである。

さらに、五日後の二月十八日には、領内村々の飢人を改め、「^(救い)すくひ之ためニ所々普請」を申し付けるよう指示し、領内が広く急

には出来かねるが、「すくひ普請」の場所が多くても思うに任せ実施できないでは済ませられない、奉行も動員する「役人」が多く、それれまちまちに指図すれば、「大成儀も少之用申付候も同前二て候」と、実効のある成果が得られないので、穿鑿吟味するよう命じている。⁽²⁰⁾

これらの普請は、あくまで飢饉対策として臨時におこなわれた「すくひ普請」であるが、この他にも「常式之普請」が増加していた。正保四年（一六四七）四月十二日には、「小谷山二而瓦作り、是も大普請二而候」・「奥之嶋四手村二而石切」を、慶安三年（一六五〇）四月二十五日には、従来は「中間」や家中の「役人」を賄方から人足として派遣し調達してきた「八尾山」の下苧柴・「奥嶋山」の小松枝おろしなどは、人夫を負担する賄方や家中の「物入」となるので、「当年分無用」とし、賄方で必要な薪は、現地の立木のまま「枝・下苧」まてを入札し、小給の確かな人物二人に、足軽か七十人歩行を人選し差配させるよう、筋奉行衆・西堀次兵衛（賄役）・普請奉行らに命じている。また村々で起こった火事では、「用等御用本にも不成程」の立木の内、百姓が必要な立木を「本木・枝葉迄も積り直段」を立てて利用させるため、「立会」を筋奉行・普請奉行に命じている。以後、これらの業務は普請方の重要な任務となる。

慶安四年には、城中本丸廻りの松の管理、惣構の土居の竹の管理、「古城山」（佐和山）・「里根山」・「小谷山・奥之嶋山、其外裏山」の松や下木の管理を、普請奉行と相談の上おこなうよう筋奉行に命じ、承応二年（一六五三）には、領内の新田普請・城中破損普請・外堀廻り之普請に際して、普請奉行一人づつに、知行三百石以上の家臣からの「役人」を付属させ、さらに小給の家臣の中から確かな人物を必要な

だけ奉行の補助を勤めさせるよう命じている。⁽²³⁾

このように普請場所の増加、普請奉行の管理場所の増加により、二人の奉行だけでは処理できず、その補助的人員が、業務に熟達した足軽や歩行など小給の者が、その都度付属させるよう命じられていた。

ただし、この時期には普請方の「手代」などの下役は、まだ組織として明確に規定されてはおらず、組織化が進められたのは、四代井伊直興の時代と考えられる。

直興は藩主就任後、各役方業務の分担・権限、人事管理など諸制度改革を積極的にすすめたが、その時期の改革を指示した書下を編集した「諸御役所」という記録がある。ここには、年紀があるものや年次を推定して記載されたものが見られるが、郷中宿での火事後の対応を命じた承応元年（一六五二）の一通を除き、延宝七年（一六七九）から元禄十三年（一七〇〇）まで、ほぼ直興の藩主在任時期のものである。

この記録には、年末詳だが四月十五日で、次のように「普請方足軽定引覚」と題する普請方下役に関する年寄衆への改革提案書がある。

普請方足軽定引覚

- 一、三人 西ヶ原柴蔵奉行
- 一、三人 西ヶ原材木奉行
- 右六人を二人二可致候、
- 一、三人 東柴蔵奉行
- 右三人を壹人二可致候、
- 一、式拾人 浮役
- 右式拾人を拾人二可致候、

一、三人 割元物書役

一、三人 勘判元

右六人、三人ニ可致候、

一、式人 触役

右之式人、止ニ可致候、

一、四人 石垣縄見役

右四人、式人ニ可致候、

一、式拾三人 手木役

右式拾三人を拾人ニ可致候、

一、式拾人 段平船乗

右式拾人、拾六人ニ可致候、

一、壹人 石垣曲尺見

右浮役之内へ入置、曲尺見用之時分相勤させ可申候、

一、九人 石細工

右九人、定引を止ニ致し、用之時々ニ割出し召連可申候、

一、式人 きやり役

右式人、止ニいたし、用之時分ハ何時も割出し召連可申候、

一、三人 普請場棹打

右三人、止ニいたし、万一棹打申儀有之候ハ、八人の杖つき(突)

一、五人 里根山廻

右五人、式人ニ可致候、

一、五人 古城山廻

右五人、式人ニ可致候、

一、四人 北南上海道奉行

右浮役不足之割、此四人召遣可申候、

一、式人 下海道奉行

右浮役不足之刻、此式人召遣可申候、

一、式人 五畝畑奉行

右式人止ニ致し、五畝畑請取渡し、年貢等取立候儀ハ、下海道

奉行相勤候様ニ可致候、

一、式人 城中廻

右浮役不足之刻、此式人召遣可申候、

一、三人 大工役

右三人を壹人ニ致し、万一大工役之用事候ハ、相勤、浮役不足

之時ハ召遣可申候、

一、壹人 木挽役

右壹人止ニ致、万一木挽役用之刻ハ、作事方中間木挽召遣可申

候、

一、三人 中土手廻

右六人を式人ニ致し、中土手・尾末町土手相兼候て相勤させ可

申候、

一、三人 猿ヶ瀬土手廻

右三人止ニ致し、ま(兼)と(指)ろ(さ)拾二人ニ相勤させ可申候、并奉行役

不足之刻ハ土手廻八人、山廻四人之内、当分之用ニ召遣可申候、

一、三人 上善利川土手廻

一、三人 下善利川土手廻

右六人を式人ニ致し、上下相兼勤させ可申候、

一、三人 西ヶ原土手廻

一、四人 中藪土手廻

内式人八まとゐさし

右七人、式人ニ致し、西ヶ原・中藪相兼相勤させ可申候、

¹⁾右之通普請方定引之足輕減シ相勤候様ニ可被申付候、先如此ニ而相務、是非手廻り不申、用事滞申儀有之候ハ、重而吟味之上申聞候様ニ役人共ニ可被申付候、

一、如斯人数減シ候へハ、毎日七十七人ツ、普請人出入増、年中合

テ式万七千六百拾式人之出入と相見へ候、左候へハ余程為方ニも

可罷成儀と存候、

一、荒神山(栗)分大石・中石・くりり石等、人隙之時分ハ無油断取よせ、

長曾根又ハ曲輪之内へ指置、役人共相談了簡致候ハ、余程為宜義も可有之候、件之趣尤被存候ハ、紙面之通普請奉行吟味方へも可被申渡候、右了簡之品も有之候ハ、重而其段無遠慮可被申聞候、以上、

四月十五日

年寄衆

この書下は傍線①に記されるように、西ヶ原柴蔵奉行・西ヶ原材木奉行以下、「普請方定引之足輕」の人員削減を命じたものである。「定引之足輕」とは、後には「引人(ひきこ)」と呼ばれ、足輕が属する組役を免除され、各役方での業務に専念する「定役」をつとめた足輕のことであり、傍線②のように、この「定引之足輕」の減員により、毎日七十七人づつ「普請人」の「出入増」となり、「年中合テ式万七千六百拾式

人」の足輕「出人」が捻出できると指摘する。その目的は、傍線③では、城郭の石垣修築などで用いる石の切り出し場である荒神山から、人員の隙があるときに切り出し、城下南西端の長曾根村や曲輪内に保管しておくことであった。

こうした普請における人員確保については、「諸御役所」の記録中に散見され、元禄五年（一六九二）三月十六日に、各役方での役夫の使い方を見直せば、普請方へ延べ一年に二五、八九〇人分の「家中役人」が出せるとの藩主直興の書下から判断すると、同時期のものと推測される。おそらく元禄五年までには、普請奉行の配下に、「定引之足輕」による下役がすでに制度化されていたのであろう。ただし、「諸御役所」の記録の中には、他に「普請方手代」の呼称も見られ、この減員の対象となつた下役が普請方の全体像とは限らない。

普請方手代については、時代は下るが、文化八年（一八一二）から普請方手代を勤めた小野惣次の公務日記である「諸事日記」⁽²⁶⁾によれば十人の手代、天保七年（一八三六）の「普請方下役名寄」⁽²⁷⁾では十三人の手代が確認できるように、藩行政の分業化が進むなかで普請方の担当業務が増大し、普請方での「手代」は減員の対象とはならず、不可欠な存在であつたと考えられる。「諸御役所」の年未詳六月十五日付の井伊直興書下では、様々な役方業務の適正をはかるため目付に「立会」を命じたなかで、八尾山・奥之嶋山・小谷山などの藩直営の山林における立木・下刈柴の内、「御用」以外のものを現地で売り払う際、「普請方手代」が「立会」、うように命じており、現地での普請方業務は普請奉行自らがおこなわず、「手代」が担うようになっていた。

しかし、こうした現地での「手代」一任の状況は、時には不正の温

床ともなっていた。年未詳ではあるが、四代井伊直興が七月十九日付で家老衆へ家中の普請役人の現地での使役について指示した黒印書下では、「手代」の「成相」（馴れ合い）や「我俣」を普請奉行が把握していないことに「不届千万」であると指摘し、確かであれば「手代曲事」を申しつけるよう命じている。

こうした下役人の不正は、普請方にかかわらず起こりうる問題であり、その防止のため、四代直興は諸奉行・諸役人の任務と権限を明確にし、「誓詞」を提出させることとした。普請奉行が担う業務の範囲も、次の史料により、ほぼ四代直興の頃に規定されたと推測される。³⁰⁾

一、此度御役義二付誓詞相改、当夏 御前江指上ケ候、就夫大切成御役と申、第一二者公儀を奉重之一ツ、次二者家之仕置旁ニも有之間、各初近習向諸役人等迄、此度誓詞相改可然存候、依之前書等之子細、此度 御前江差上候我等誓詞前書之趣、又ハ寛永戌之年直孝公被仰付候誓詞前書之品、両様を此度致通用、別紙之通前書認遣し候、被致見分、存寄之旨も有之候ハ、可被申聞候、於爰元十郎左衛門方へも出し申事二候、

一、此前書之儀ハ、当夏今我等数度相考、如此認遣し候、諸奉行・諸役人誓詞前書之儀ハ、其役之品ニより少ツ、の替り目可有儀と存候、件之前書之儀ハ、各之誓詞前書を元ニ被相立、何もとくと被致相談、役人共之誓詞ハ宜様二前書之儀案文認見せ可被申候、有増ハ別紙ニも少々書付遣し候、尤於爰元十郎左衛門へも出し、存寄承事二候、

一、直孝公被仰付候誓詞留書之案文迄通
一、此度我等御前へ差上候誓詞之写迄通

右二通之写者広ク他見致ものニハ無之候、此度我等申付候誓詞案文之下書と引合せ被致拜見候ハ、早速此方へ返し可被申候、尤我等誓詞案文之義ハ其元などに留被致候事も無用二候、拜見之上、早速返し可被申候、以上、

九月廿五日 元禄十年

木俣清左衛門殿 庵原助右衛門殿 長野十左衛門殿
中野助大夫殿 西郷藤左衛門殿 木俣半弥殿

この書下は、元禄十年（一六九七）九月二十五日、在江戸の直興が国元の家老衆へ発したものである。傍線①の、この度「御役儀」の「誓詞」を改められ「御前」へ指上げたこととは、直興がこの年の六月十三日に大老職に就任したため、將軍徳川綱吉へ役職就任の誓詞を差し出したものと考えられる。大老職は重職であり、その勤めを果たすには「第一二者公儀を奉重之一ツ、次二者家之仕置旁ニも有之間、各初近習向諸役人等迄、此度誓詞相改可然存候」と、大老職に就いた直興の代わりに藩政を支える家老衆と、直興の「近習向諸役人」にも誓詞を命じたのである。その際、傍線②のように、直興の大老職就任の誓詞前書については、「寛永戌年」（寛永十一年）に二代井伊直孝が將軍徳川家光に提出した誓詞の前書とを通用させたとして、直孝の誓詞と、今回の直興の誓詞の写しを家老衆に示し、これらを元に家老衆・近習向諸役人の誓詞前書案を提出させるよう命じたのである。

誓詞前書は、役職就任に際して勤めるべき役儀の内容と権限が簡条書きで記されるが、そこに記される文言は決して形式的なものではない。彦根藩においては、諸役方の頭・奉行のみならず、それらの下役までが役儀の具体的内容を簡条書きで記した前書を備えた誓詞を提出

していた。⁽³²⁾

二箇条目では、傍線③に、誓詞前書については直興が大老職に就任した夏以来、熟慮して認めたとし、傍線④に、国元の諸奉行・諸役人についても、家老衆がそれぞれの役儀の前書文言を検討し、草案を直興に見せるよう指示している。

普請奉行の誓詞も、おそらくこの時に作成されたと推測され、時代は下がるが、享保三年（一七一八）のもと推定される普請奉行誓詞では、次に略記した五つの前書条項が見られる。⁽³³⁾

①「重御前御為第一」に存すること。「公儀御用」は言うまでもなく、「御自分之御用向」は万事「御損益」を考慮しておこなうこと。「一味徒党」の禁止。

②「御足軽・御中間并御家中役人」の使役について、御足軽・御中間の御普請を免除し、むやみに「奉行人」（下役）に取り立てないこと。御普請場に不参の足軽・中間・家中役人の取り締まり、風雨が強い時、「御城中・外輪迄見廻り」に注意を払い適切に対処すること。「奥方御普請」の際は、「御奥向及見申儀於外様一切取沙汰」しないこと。

③「御領内御用木并御山之木・柴草以下迄」、私曲を存せず、現地での「御払物」がある時は相役が「立会」、御役人中へ相談し値段を考え、「払之代銀」は必ず取り立て提出すること。これらの代銀を私用はいうまでもなく、「親子兄弟・親類縁者、身寄之もの」であっても借用などを禁止すること。出郷の際、百姓を私用に召遣うことや「御普請手代并召連候御足軽・御中間・御家中役人」を自分の用のため使役することを禁止すること。

④ 百姓その他何者によらず、「御山・御林惣而御法度之場所江立入、竹木草并御作之物など荒し」は厳しく吟味し、筋奉行・御代官・支配人に断り、籠舎か過料を取り、見逃してはならないこと。音信・礼物を請取らないこと。

⑤「諸役所二差置候支配下之もの共、誓詞申付置」、それぞれの役儀を精勤させ、不正をさせないこと。下役の内に見慣れない者が居る場合は、よく取り調べて家老中へ上申し、「依品曲事」に処置するか、「御入替」をすること。「組頭」がいる下役では、その頭を厳しく注意すること。

①の箇条では、普請方の任務が、「公儀御用」つまり幕府から預かる城郭修築普請や「公儀普請」に関わることを上げている。②の箇条では、普請方任務では「御足軽・御中間并御家中役人」を使役し、その内、足軽・中間が普請方下役として取り立てられていたことが窺え、風雨災害の時には、城中や外曲輪の見廻りを勤めることが規定される。③の箇条では、「御領内御用木并御山之木・柴草以下迄」と城下町以外の管轄区域と、そこでの物的・人的不正を禁止する。④の箇条では、「御山・御林惣而御法度之場所」へ百姓に限らず何者であっても立入・不正行為を禁止し、不正を見逃さないこと。⑤の箇条では、普請方支配下の下役には「誓詞」を提出させて精勤させ、支配下の多勢に及ぶ下役の把握に努めることが規定される。

この前書条項が元禄期から継承されたものかは不明であるが、享保期には、すでに普請方下役に足軽のみならず中間からも取り立てられていたこと、城郭・城中・外曲輪などの城下施設の管理、災害時の対応、御山・御林の管理、下役人の監督・統率などの管轄範囲・権限が

第二節 普請方業務の増大と下役人員配置の変遷

本稿末尾に掲出した表①～⑤の各表は、表①は元禄期（一六八八—一七〇四）、天保七年（一八三六）と同十一年、元治元年（一八六四）の普請方に配属された「足軽定引」（定役）となった下役人の人員配置、表②は天保七年と同十一年、元治元年の普請方に配属された「旗指」「扶持人」の人員配置を対照したもの、表③は天保七年の手代とその家の歴代名、表④は天保七年の下役の内、看板役・触役・物書役・鍛冶方役・鉄物役・東西の薪蔵役の前歴と下役各家に関する召出年・歴代名のデータを提示したもの、表⑤は普請方下役の所属する足軽等の組別名簿である。³⁴以下これらから、普請方の人員・業務の変遷を検討してみよう。

表①では、元禄期については前述したように「手代」の役名がなく、減員対象外の役名記載が漏れている可能性があるが、同一役名の人数で比較すると、全体的に元禄期の減員案前の人数よりも、天保期には各下役人数の増加が確認される。また、天保期には見られなくなる役名もあり、ゴシック体で示した「猿ヶ瀬土手廻」は表②の「猿ヶ瀬御土手・清涼寺御廟御掃除兼帯」と同役と考えられ、足軽ではなく「旗指」（中間）が配属され、「大工役」・「木挽役」などは、おそらく作事奉行の下役に配属替となったのであろう。「浮役」は、臨時に人員不足の下役に振り分けられる者と考えられ、天保期には見られない。元治元年の大幅な減員や役名の廃止は、幕末期の將軍徳川家茂の上洛にともなう供奉、京都など各地の警衛などに藩兵が動員されたためであ

らう。

「看板役」は、元禄期には「勘判役」とも記載され、普請場における監察の役割と考えられる。「物書役」は「割元物書役」とも記載され、普請業務実施における人足割当を差配し、文書作成する記録役であろう。また「触役」は、普請方から家中への伝達を担う。この三つの下役は「手代」の次に記載されることから、「手代」業務の重要な補佐役と考えられる。

その他、表①に見る「定引之足軽」の下役を概観すると、役名から詳細な業務内容は不明であるが、「鍛冶方役」・「鉄物役」は普請道具の製作や補修を担うと考えられ、「西御薪蔵役」・「東御薪蔵役」は藩庁表御殿や下屋敷の槻御殿・松原御屋敷、山崎御屋敷・広小路御屋敷・尾末御屋敷などの庶子屋敷に用いる御用薪などの保管蔵の管理、「段平御貸附役」は普請方で用いる石や土砂輸送に用いる「段平」（おんた船）の貸付管理、「中御土手役」・「下御土手役」・「善利川御土手役」などは外堀廻りや城下南部を西流する河川の土塁・堤防の管理、「御城中役」は本丸の天守以下の諸櫓・石垣・高塀・土塁・樹木の管理、「北・南・下海道役」は領内の街道の管理、「石樋役」は城下の上水道の管理、「石灰役」は普請の漆喰・三和土などに用いる石灰の調達・管理、「里根御山・古城御山廻り」は城下近隣の藩直営山林の管理、「縄見役」・「曲尺役」は石垣の縄張り・点検・測量、「木遣役」は御用木の輸送、「手梃役」³⁵は普請現場での石積み補助的役割、「黒御門御屋敷掛り」（槻御殿掛り）・「御薬園御用掛り」は下屋敷付属の庭園（あまのくに玄宮園）や薬園の管理である。「絵図役」³⁶は屋敷改修や火災等の現場絵図の作成、「段平御船乗物主役」は石材輸送船の上乗り役（荷の輸

送監督)、「細工役」は詳細不明であるが普請方に関わる諸小道具細工にかかわるものである。「塩硝御蔵御番」以下の御番は各蔵や城下と周辺村との出入口を監視する番役である。

表②の内、「御旗小頭」は、普請方下役に動員される「旗指」の統括を担うと考えられ、「伊賀町」に居住する「伊賀歩行」が勤めた。

その他の「旗指」が務めた役は、文政年間に造営された「護国殿」(後の佐和山神社)の番人、城下町北部の松原内湖に流入する猿ヶ瀬川の土手とその近隣の井伊家廟所である清涼寺の掃除番、普請方役所・普請方の管理する御蔵番、御堀・石場・城下周辺村から城下への出入り口の見廻り番、普請奉行の御供などである。表②の内、「扶持人」が勤めた役は、城下以外の藩管理の石場・山林の見廻りなどである。⁽³⁷⁾ これら「扶持人」が勤めた役は、足軽の下役が普請現場での実務担当が多いのに比べ、普請本来の普請現場での業務分担ではなく、番役や見廻り役・伝達役など、普請業務の熟練を必要としない業務と考えられる。

つまり、普請方の下役にはある程度の熟練が必要な役と、経験のない初任者が勤める役があったと考えられよう。そこで、表④を見ると、普請方下役の前歴の初任役は、ほとんどが「手梃役」か「場所役」であり、これらの下役を勤めた後に、適性を判断し各下役での経験を積み、数年から十数年以上の経歴が見られることがわかる。中には、「触役」の居林旧右衛門のように、文化七年(一八一〇)から天保七年(一八三六)まで二十数年の間に、手梃役・物書役・下海道石ヶ崎役・御殿掛り・槻御用掛・触役と、七種の役儀経歴を積むものもいた。表③の手代の各代の履歴からは、手代小野惣次家は少なくとも天保七

年から明治四年(一八七二)まで、普請方手代の居住区である善利橋六丁目に屋敷を持つていたことから、この期間は世襲していたと考えられるが、⁽³⁸⁾ その他の普請方下役が世襲されたかどうかは不明である。おそらくこれら下役は、足軽組での勤務状況が評価されて各役方へ定役として出向すると考えられ、紙幅の関係で普請方下役の各家の歴代相続の状況を掲示することはできないが、ほとんどが数代以上相続を重ねた家であり、各組での経歴(譜代化)が「定役」として選任される条件であったと推測される。

これらの内、足軽が勤めた下役は足軽が所属する組から「定引之足軽」(定役)として「組抜」⁽³⁹⁾ して出向しており、その元の組は、表⑤の通り特定の組ではない。組により出向した人数は、15番の黒柳孫右衛門鉄砲三十人組や17番の酒居三郎兵衛鉄砲三十人組、21番の高橋要人鉄砲三十人組の一人のみから、7番の今村忠右衛門鉄砲四十人組の十五人と差異はあるが、ほぼ全足軽組三十七組から出向している。これら出向した足軽は、平時には本来所属する組の果たすべき足軽組役としての辻番や普請役(出人)などは免除⁽³⁹⁾ されていると考えられ、辻番などの割当のためか、多くとも出向者は組人数の約三割から四割に抑えられている。

以上のように、普請方下役の分業体制は、元禄期から天保期にかけて担当業務が拡大・固定化するとともに、下役人員も増大傾向にあったこと、元禄期から天保期にかけて、普請方下役の業務増大にともない、足軽からの「定引」(定役)だけではまかなえず、「旗指」や現地採用等の「扶持人」により担われたことがわかる。また、「定役」に選任される者は、ある程度歴代を重ねた譜代の者で、各組での経歴実

績が評価され、「手梃役」や「場所役」などの初任役に登用され、登用後は普請方での経歴を積むことにより、「手代」・「看板役」などの実務管理職に登用されたと考えられる。

第二章 普請方業務の実態

本章では、文化八年（一八一二）十一月二十八日に普請方手代の見習を任命された前述の小野惣次（正好、善利橋六丁目居住）が記録した、文化八年から文政二年（一八一九）の公務日記「諸事日記」と文政七年から同十年の公務日記「官事録」⁽⁴⁰⁾により、普請方業務の実態を検討する。とくに注記をつけない記事・事項は、これら日記の記事をもとにしており、適宜年次・日付を示すこととする。

第一節 定例の儀礼・事務

年頭儀礼 文化八年に手代見習となった小野は、文化九年正月元日は、御家老衆・両奉行、その外所々へ年礼に参上し、六日には「見習被仰付之神酒」を手代の「仲間中」へ振る舞い、七日は「七種祝儀」⁽⁴¹⁾として両普請奉行、その外所々へ挨拶廻りに出向き、十日には、普請奉行の大久保藤介から「例年之通、組合五軒へ酒式樽・鯛五れん・鏡餅壹重ツ、来ル」と、手代衆へ年始祝儀の酒肴・鏡餅の振る舞いが使者により届けられている。

正月十一日は、城下南部の善利川に面した足軽居住区の八丁目にあった普請方役所の役所開きである。文化九年の記事では、両普請奉行が普請方役所に出勤、「仲満中」（手代衆）へ年始に來られ茶を出し、供役の者へは酒を出し、それから御役所開きが始まった。手代衆は全

員、役所へ参集、役所において年中の「旅虎口」や「不時地廻り」、「両御山虎口」などを取り決めている。この日、普請奉行所藤内の屋敷へ鏡開きに参上し、「種々御馳走」の振る舞いがあつた。例年は、この日に「仲満寄会」をおこなうが、「御用多」く翌日になった。

十二日は、小野の屋敷で「寄会」し、「年中地普請帳・所々番所帳・諸手立会帳」などの「帳面之閉」（帳面綴じ）をおこない、「今日雑用仲満一統持也」と「寄会」の経費を手代衆の割勘定としている。これら新年の儀礼が終わり、普請方業務は動き出す。

勘定寄合 日記の記録者小野惣次は、文化九年の二月十日から五月まで病気のため普請方業務についていないが、二月三十日には「日夏氏二而御勘定寄会」があり、これには出席した。「雑用八人前持、兩割元へハ割合不懸」とあることから、この時期の手代人数は、当番の「割元」を合わせ十人であつたと考えられる。

御入部の儀礼 藩主が江戸参勤暇を得て入部する際には、御迎えのため全藩士はそれぞれの持ち場で出迎え、格式に応じた御目見えの儀礼がおこなわれた。⁽⁴²⁾ 例年の藩主入部は五月であるが、文化九年は十二代井伊直亮が二月五日に家督相続し、六月十八日に初入部した。

この日、普請方の手代も御迎えに出仕した。藩主は「御乗馬二而外船町より一文字笠」を召され、「御普請奉行、其次御作事奉行、其次着到奉行、所々御用達、其次御普請手代、夫より北之方へ諸小頭」⁽⁴³⁾が御目見えし、切通口御門の枡形からは「下座」で御迎えした。「仲満」（手代衆）の次へ下役の「中御土手役」も出仕しており、その後、手代衆は「御家老衆、両奉行」へ入部が滞りなく済み「恐悦」を申し上げていた。

六月二十九日には、藩主入部着城後の儀礼として「殿様御城中御廻り」(巡覽)のため、五ツ時に御供揃での巡覽を普請奉行が「御案内」、作事奉行が同道し、普請方手代も二人同道した。普請・作事の両役奉行は櫓下で平伏、普請方手代の川嶋・小野は御宝蔵の後方で下座平伏して迎えている。この日の巡覽は天秤御櫓まで上ったところ俄雨で中断したが、晴れ間をみて残りの分を巡覽、「甘間御櫓」から「着見御櫓」の二階へ上り、それから「御天守・太鼓櫓御矢櫓」へ進み、西之丸では足軽六・七人に「物具」(武装)させて上覽があり、七ツ時分に御城中を下った。雨天で巡覽できなかった残り分は、七月二日におこなわれ、鐘之丸では、また足軽二十人程に鎧わせて、「早合」による弾丸の装填作法の上覽があった。また、御旗櫓では「御纏」(旗印)を「旗指」に負わせて上覽があったという。

五節句儀礼 文化十三年(一八一六)三月三日には、「先月廿八日二、当御前様御逝去之御触有之候二付、当節句なし、但し為御悔、御用番并奉行所罷出ル」と、通例の節句が御前様の逝去によりおこなわれず、御用番家老・普請奉行に御悔やみに参上したとする。日記では、五節句の記事は「節句例之通」とのみ記され詳細な記事は見られず、休日となることが多いが、文化十二年九月九日の重陽では、「嶋へ帰ル、其節岡林・向坂へ立寄」と記され、節句当日、奥ノ嶋へ「石鑿御用」のため石の切り出しに赴いているなど、節句日といえども「御用」が優先される様子が窺える。

土用虫干し 例年、夏の土用入りの時期には、城中の櫓に保管されている具足・武具等の虫干しがおこなわれた。文化九年(一八一二)の例では、六月十二日から始まり、六月二十九日まで実施されたが、

その間、普請方手代二人が「虫干御用」として見廻りをおこなっている。

御足軽衆鉄砲御上覽 藩主在国中には、足軽鉄砲衆の砲術御上覽が定例でおこなわれる。文化九年の例では、十一月十日に城内の御用米矢場でおこなわれ、普請方手代二名と物書役一名に料紙箱持一人が出仕した。鉄砲矢場の設営も関係すると考えられるが、物書役・料紙箱持の出仕は、御上覽の際、各足軽組の砲術披露による中り付け記録のためと考えられる。

御山御成御供 城下周辺の普請方が管理する藩直営の「御山」では、藩主や庶子等が御成の際には、普請方の奉行以下、諸下役が御供をし、鹿狩りや茸狩りなどの遊興をおこなった。

文化九年十月三日には、十一代井伊直中の庶子「鑑次郎様」が、「古城御山」(佐和山)へ御成のため、「大洞御廟前より御舟着迄、御廟より御山茶所迄」の道筋の掃除、「御山」には「飾手桶老飾并杓荷桶老荷」を飾り、大洞の船着きの「岸岐」(雁木)の中段鳥居脇に「飾手桶老対」を飾り置いた。「新堂大中小籠丈杖竹へら」を飾り置き、その際、「奉行衆」は御目見、鳥居脇で「仲ま」(手代衆)は惣門下に平伏、その後、この日出仕した普請方の「名前人数書」を指出し、菓子・酒・鯛を下されるのが恒例とのことである。

文化十三年正月二十一日には、「両御山」(佐和山・里根山)で鹿狩りがおこなわれた。両普請奉行と手代「田中・小林・富田・三宅・木村・小野・松居」の七人、場所役の内「成宮理右衛門・薩摩良右衛門・高木和介・横野多介・北川惣九郎・大橋右平太・川嶋八十八・前河七藏・中村助次・川村良右衛門・田中孫次」の十一人、手梃役の内

「諏訪伝蔵」一人、ほかに「川嶋元右衛門」の依頼により「人見作次郎」、また旗指から「拾七八人斗」、「目印持」として「御役夫」一人が出仕した。これらは奉行から「手明之者出勤候様御達」があったようである。ただし、この日の鹿狩りは殿様や庶子の御成はなく、「殿様御成ニハ例之通罷出候得共、其余ハ今度初也」と記す。

また佐和山や里根山などの「御山」は、家中の日常勤務への慰労のためか、遊山のため拝借が許されることもあった。文化九年十月十六日には、「古城御山」（佐和山）は目付衆・内目付が拝借、「里根御山」は普請奉行・作事奉行と配下の手代の「手明」は残らず拝借を許され、「古城御山」へは「両山」の当番虎口である「□□・富田隆介・見習木村」が管理担当として出向いている。「里根御山」へは、普請方の「役所」から「酒・豆腐、敷内（行敷内）其外諸色」を持たせて行き、普請方の「鉄物方」は惣出、「場所役」は両山へ壺人づつ、「御役夫」がそれぞれに二・三人づつ付けられた。

御城中の植栽管理 城中の管理は普請方下役の「御城中役」が担っており、とくに松木の高さや枝振りは注意が払われた。家老木俣源閑（守安）も三代井伊直澄に、城郭の周辺からの見かけのため松木の処置について意見具申しているほどである。城中には松以外にも多様な植栽があり、とくに大雪の後などは、雪折れ枝の処理をおこなった。小野惣次と不破多四郎は、文化十二年十二月二十五日に「御城中方へ雪折見分立会」に出かけ、次のように枝・柴処分の「出来目立会」をおこなっている。

○水之手土手、百五拾九束、松柴

○同所二而、三百メ目、松枝木

○同所、拾壺束、檜柴

○山崎腰曲輪ニ有之、百貫目、松枝木

○右同所ニ有之、三拾束、松柴

○西之丸ニ有、三拾四束、同柴

○鐘之丸、八束、同柴

○大手広場、四拾束、同柴

メ四百貫目、松枝木

式百七拾壺束、松柴

拾壺束、檜柴

右之通、出来目立会ニ罷出ル、小野・不破多四郎

土手方の竹木管理 城下の土居は「土手」と称され、表①の下役名で見られるように、中御土手役（中土手廻り・尾末町土手廻り）、下御土手役（西ヶ原土手廻り・中藪土手廻り）、善利川御土手役（上善利川土手廻り・下善利川土手廻り）などが見られる。これらの役割は土居の維持管理と土居の補強のために植えられた竹や樹木の管理であった。これらは毎年定期的な、下草・下柴刈りや竹・笹の間引き刈り、樹木の剪定・目摘みなどがおこなわれた。各持ち場の担当下役は、土居の植栽から生じる枝木は藩の普請・作事用材となるほか、民間への払い下げがおこなわれ、各持ち場担当下役の土手役はこれらの伐採・下刈を管轄していた。普請方の手代は、さらにこれら作業の「立会」をおこない、数量管理をおこなった。

文化十三年の例では、二月二十九日、手代小野と北村里右衛門は「下御土手方」の「立会」をおこない、次のように「出来目」を記録し奉行に報告した。

○七ツ 白保太、○貳百八拾貫目斗、松役木、○三拾貳束、松葉、右、松原口ニ而出来目、

○五束 三寸廻り竹、○貳束 屑竹、但し貳拾五本ゆひ、右、長曾根口ニ而出来目、

○五束 三寸廻り竹、○四束 屑竹、七束 下ノ下竹、五拾本結、右、中藪口ニ而出来目、

○貳束 三寸廻り竹、○貳束 屑竹、右、本町口出来目、

惣ノ、拾貳束 三寸廻り竹、八束 屑竹、七束 下ノ下竹、同年六月十八日の例では「中御土手方」での「立会」をおこなった。

中御土手方へ立会へ罷出ル、小野・北川十介・羽淵悦右衛門、○五把半 筭、切通し口ニ而、

○拾五束 松葉、○壹丸 柳柴、○拾束 雪折竹、油懸口ニ而、○拾束 柳根、○五丸 柳柴、○五束 雪折竹、高宮口ニ而、

○壹丸 柳柴、○八束 雪折竹、同所西方ニ而、○拾五束 松葉、○五束 雪折竹

メ三拾束 松葉、七丸 柳柴、拾束 柳根、貳拾七束 雪折竹、二月には竹の伐採が多いが、夏季には生い茂る柳・松葉が多く、竹は「雪折竹」だけである。竹は普請や作業の用材として重要であり、領内村々の竹は竹年貢として徴取され竹奉行が掌握していたほのだが、夏季の竹は水分量が多く普請・作事用材には向かないことが普請方にも経験的に理解されている。

こうした土居の管理の記事は頻繁に見られ、各御屋敷での燃料、普請・建築用材の確保に用いられ、土居の強度維持など、城郭・城下町

維持管理において重要な業務であった。

また樹木の管理は、御用林のある各地の「御山」でもおこなわれ、各「御山」担当の普請方下役が現場の指揮をとり、伐採や枝打ち材の払い下げ処分の際には、普請方手代が「立会」をおこなった。

諸々御番所見廻り 日記には数ヶ月置きに「所々御番所廻り」の記事が見られる。文化九年七月五日は見廻り者の記載はないが、同年十月三十日は「所々御番所廻り、田中・小野」、文化十二年七月二十日は「所々御番所廻り、明屋敷附り、林田・小野」、文化十三年正月二十九日は「所々御番所見廻ル、替事無、富田・小野」、同年二月二十日は「所々御番所見廻ル、替事無、林田・小野」とあり、手代二人づつが担当し、日記の記録者の小野惣次が当番を勤めた記事のみが記されていると考えられることから、この時期の手代十人が二人づつの虎口で、ほぼ毎月見廻りがおこなわれていたものと推測される。

御城中・御林・御山・街道の御見廻り御供 番所の見廻りは手代のみで勤めたが、普請奉行は、普請方の管轄である御城中・御林・御山・街道などを、毎年ではないが点検のため巡見した。

城内「有木」（植栽樹木カ）の点検のための「御城中御見廻り」は、頻度は不明であるが定期的におこなわれており、文化十二年では、八月十九日と十二月二十四日に手代一〜二人、御城中役の下役一〜二人が勤めている。

また同年の三月十三日から同十七日の五日間、普請奉行は領内の巡見に出郷し、柏原・守野の御林から八尾御山・川手御山・桃之尾御山・退蔵御山を見分した。奉行は駕籠に乗り、「村継人足」で見廻り、手代二人が御供を勤めている。

同年八月二日からは、普請奉行の柏原与兵衛が北海道(新道)の見分に出郷した。中山道の大堀村から北への見分であった。やはり駕籠に乗り、「村継人足」で見廻り、城下南の中藪村・後三条村・西沼波村・東沼波村を経て中山道に至り、大堀村・地藏村、原村では庄屋宅で休足、それから小野村・鳥居本村、矢倉村で小休、摺針村・元番場村・番場村・久礼村・門根村・樽水村・樋口村と山道を経て牛打村の庄屋方で弁当を摂っている。この巡見では手代の小野が御供し、下役の海道方(北海道役)北村友右衛門、場所役川嶋八十八、笠持一人が従っている。

こうした普請奉行の巡見は、定期的におこなわれていると考えられるが、あくまで管轄地である山林・街道の状況を把握するためのものであり、現場での業務の指揮をとることではない。

小手分道押御上覧 「小手分」は文化六年(一八〇九)に新たに海防に対応するため、基本的に「二十騎一備」を単位として二備が年番を任じられ、嘉永七年(一八五四)まで続いた新規編成の機動部隊である。⁽⁴⁵⁾この新規編成は、幕府が海岸警備を諸藩に命じる状況下において、海洋に面していない彦根藩が、幕命により、いつでも海防加勢ができる体制をとるためであった。そのため、実戦に対応すべく軍事訓練をおこない、藩主在国中には定期的に「御上覧」があり、藩主在府中にも家老による「御代見」がおこなわれた。⁽⁴⁶⁾文化十三年十月二十四日の記事では、次のように記される。

一、十月廿四日、小手分道押御上覧、隊長岡本半介付、吉川九郎太

夫組・渥美平八郎組・加藤織人組、脇内記付、藤田四郎右衛門

組・夏目外記組・河北庄介組也、御奉行衆柏原・犬塚、小野・

(手代)深見九郎右衛門、御城中役村越平十郎・伊藤安右衛門・金子武右衛門、料紙箱持彦人、御作事奉行、下役共罷出ル

岡本半介・脇内記の二隊と各隊に鉄砲足軽組三組による「道押」(調練)が実施され、普請奉行二人と手代二人、下役の御城中役二人と料紙箱持一人、作事奉行とその下役が出仕している。

飾松渡御用・暮物・惣御掃除・歳暮祝儀廻り 毎年十二月には年末の恒例行事がおこなわれる。十三日には例年、大手御門の枅形において、「所々飾松渡シ御用」に手代三人、場所役一人が出仕し、二十六日頃には、勤務振りに応じて、「於御役所式拾五匁頂戴」「此三年無滞相勤候二付、老人扶持頂戴」「先例之通、於御役所金子貳百疋頂戴」などと、「暮物」という年末褒賞や加増がおこなわれた。十二月二十八日は、「御城中」と「外輪」(外曲輪)の「御吉例惣御掃除」があり、早番の手代は朝七ツ時に出勤、場所役が「場所割」をおこない家中役の「御役夫割」を取り決め、その他の手代は朝六ツ時から出勤し、所々場所見廻りをおこなっている。「惣御掃除」が終わると両奉行・親類中へ歳暮祝儀廻りをおこない、一年の業務を終える。

第二節 臨時の儀礼・出勤

法事・葬儀 毎年の定日ではないが、歴代藩主や井伊家家族の忌日には回忌・遠忌の法事が営まれる。文化十二年(一八一五)二月十八日から二十日までの井伊家廟所清凉寺で三日間施行された「大魏院様(十代井伊直孝)廿七回御忌御法事」では、十八日夕方に手代の小野と猿ヶ瀬御土手役(十代井伊直孝)の古川伴右衛門が夜間警備のため出勤し、「奉行衆も御出勤」であった。

同年十二月六日には、「（井伊直幸御志）量寿院様拾七回忌御法事」が清涼寺で実施され、普請方は前日に「五日見廻り三宅」が勤め、当日からは「六日朝小野、昼より富田、七日朝田中、昼松居□□、日夏永介、八日より木村」と「二夜三日」の警備を手代衆が担当している。

葬儀の際にも普請方は動員される。文政二年（一八一九）二月には、十一代井伊直中の側室「御富様」が死去した。すでに隠居していた直中は側室との間に生まれた子どもたちと槻御殿にいたが、二月十八日、「槻 御富様御病氣二付、京都分医師小林薩摩介」が来られるので、準備のため普請方は「善利川中御土手・御城中御掃除」を勤めている。二月二十六日、「於富様御卒去」のため、「普請・作事、今弔鳴り物之声、卅日迄御停止之御触」があった。二十九日には葬儀がおこなわれ、次のように記録される。

今朝分於清涼寺、於富様御法事有之、号要妙院殿下、二夜三日也、例之通、右御葬式御用懸り川嶋・三宅・岩崎門三郎・山口伴内・中村林八、但し御火葬場所、此度龍潭寺境内観音堂後方二而火葬相成ル、右二付、御普請方御用ハ棺納場所見立、穴掘、四方石垣、且亦灰埋穴并焼場拵御用、縄見方三人出ル、

普請方において手代の内五人が「御葬式御用懸り」を勤め、火葬場所・納棺場所の見立て、穴掘、墓所の四方石垣を担当し、火葬灰の埋穴・焼場拵の御用は、普請方下役の「縄見方」三人が担当した。

中山道御本陣御掃除御用 彦根領内の東部を南北に走る中山道は、諸大名や勅使・上使・幕府役人が通行し、領内の番場・鳥居本・高宮・愛知川などの宿場が休泊地になる際、とくに井伊家と両敬閑係にある大名や勅使・上使・幕府役人が通行する際には、使者が派遣され

御目見えし、口上で挨拶した。その際、普請方は前日から奉行・手代が手分けし出郷して各宿場の掃除を指揮し、「盛砂・飾手桶」等を準備した。

文化十二年八月に老中酒井讃岐守（忠進）の通行の際には、手代の小野は番場宿へ出郷し、両本陣御掃除をおこない、鳥居本宿へは手代の三宅、高宮宿は御昼休の宿なので奉行柏原と手代林田、愛知川宿は手代松居が担当している。

城下事件（死人検視・火災）立会 城下町の堀や水路は普請方の管轄であるため、これらでの水死人が発見されると普請方役人は出動し現場確認・検視をおこなった。文化十二年（一八一五）正月三日、中堀の中級藩士の屋敷が建ち並ぶ下片原の堀で、「下魚屋町木綿や忠兵衛」の養母、年七十三歳の尼が水死体で発見されたため、普請方から普請奉行大久保・所の兩人、御城中役一人、物書役一人、手代二人、堀廻り一人、現場確認の証人として目付役二人と同下役二人が出動している。検視の結果、事件性がないと判断されたのか、水死人の遺体は息子の忠兵衛が「手前片付、宿見分」を願い出て許され、「両奉行・御目付引取、夫より御目付方下役兩人、富田・小野、町廻り同道」して「見分」をおこない、「一札受取之上、死人ヲ相渡ス」こととなった。これらの「見分」報告は「届書認め、奉行中江指出」している。

また城下町や村方で発生した火災でも現場検証と記録のため普請方が出動する。文化八年十二月十一日、雪が降るなか、上番衆町の門番役の小山鹿之介宅で出火し、中間の小使役歎次が普請方へ注進してきたので、手代衆全員が役所へ出動し、奉行大久保・所兩人も対応した。

この火災では、普請方からは「焼失絵図」（現場の記録）作成のため手代一人・絵図役一人に笠持一人・料紙箱持一人を現場に派遣し、作事方からは棟梁一人が現場に来ており、普請方が「絵図」を認め、普請奉行・作事奉行へ提出した。「絵図」作成は、「両御役所隔番二御絵図認」とあり、火災の現場検証の「絵図」は、普請方、作事方が隔番で担当することになっていた。

文化十年二月朔日の例では、城下町人居住の町である下魚屋町で「少々手過子」（失火）があり、火は「屋根へ拔出」て焼失した。この町人屋敷の火災では、「絵図」作成のため普請方手代の田中孫八・小野と、作事方から棟梁羽守彦三郎・溝口門之丞が出向いている。現場検証の内容については、普請奉行・作事奉行が同道して御用番家老へ届けたようであり、町人地でも同様に出勤している。

雪掻き 彦根では毎年冬には降雪があり、現代でもその除雪は公共事業として大きな比重を占めている。江戸時代では除雪は人力であり、城下町の堀・水路・道路を管理する普請方の重要な業務であった。年により積雪の多少はあるが、人力による除雪には多くの人的動員が必要である。その差配では普請方が重要な役割を担った。

文政七年（一八二四）の例では、十一月五日に降雪があり、六日に雪掻きをおこなうが、十一月十九日夜から再び降り出した雪は、一夜で「凡二尺余積ル」状態で、二十日に予定していた「両奉行所、中土手廻り」は延引となった。二十一日にも降雪があり、「今朝凡四尺五寸斗積ル」と、約一・三五メートルの積雪となり、手代衆総出で雪掻きの見廻りを「代り合」で勤めた。日記記事には見られないが、二十四日、二十五日と同様に「日用・役夫」が動員され、足軽や旗指も

「出人」として加えられ、その見廻りや指揮を手代衆が総出で勤めたのであろう。また、手代中の「割元老人」と下役の「看板方三人」は、動員された日雇には「追々日雇好踏付」（踏付は「かんじき」のことか）をさせるなどの手配をし、普請方役所では「老俵斗飯焚せ、にぎり夫々日用・御役夫江遣候」という状況となった。

二十二日にも「雪降八寸斗積ル」となり、手代は他の業務の出役以外の六人が交代で雪掻きを勤めることとなった。普請方役所の他の出役も同様であり、昨日は、場所役は早朝からの出勤で「草臥」ており、役所内勤の者が代わり合いながら出勤するほどであった。二十三日も天気不定の様子であったが、雪掻きを進め、外曲輪・松原御下屋敷・清涼寺などの様子を代わるがわる見廻り、普請・作事方が手分けしておこない、普請方では「場所役」は総出となった。これら総出の出勤に対し、普請方では奉行から藩庁に願い出て、手代衆・場所役・役夫・日用に至るまで、一人に米一合と酒二合づつ頂戴を仰せつけられたという。二十四日、二十五日は日用・役夫を三百人ほど動員して「御城中・外曲輪不残雪片付済」となった。

ようやく大雪の除雪が終わった二十六日の記事には、次のように記されている。

○此度之大雪、前代未聞事也、右二付御城中并御花畑御番人極老之者御免、御足軽出人二而御番被仰付事、此間中、雪片付場所ハ、表御門分御山前説不能迄下場前、惣而御役所持場不残、善利川御土手、五郎右衛門様分順礼街道迄、

一、所々家損し有之

前代未聞の積雪のため、城中や花畑の番人の内、「極老」の者は免

除され、足輕の「出人」でおこなわれ、雪の片付けは藩庁表御殿のあ
る表御門から「御山□□」、普請方役所の持ち場の雪は残らず、城下
南東端の安清村土手際にあつた家老脇五右衛門屋敷から順礼街道の間
の善利川に捨てて処理された。

この年の降雪は「所々家損」じるほど異常であるが、降雪は例年の
ことであり、雪掻きは冬季の普請方の重要業務であつた。翌文政八年
は、十一月二十一日から積雪があり、同二十二日、十二月四日、同五
日、七日、八日、九日に雪掻きがおこなわれた。九日の雪掻きは十一
日に内曲輪の広小路から大手・山崎口にかけて実施される「小分道
押御代見」のため、三方所の持ち場を定めて「御役夫」(家中役夫)
二九五人が動員されたが、前日の八日、これらの人員見積もりを手代
の小野・木村がおこない、両普請奉行と手代の「割元」にその「書
付」を提出している。おそらくこの見積もりをもとに、「割元」は、
家中役夫の配分を指示したのである。九日の記事には、雪片付けの
持ち場について詳細な絵図が記録されている。

十二月十四日には、また「一尺余積ル」とあり、同日、十五日と雪
掻きがおこなわれたが、十五日には、両普請奉行が雪の状況を見廻つ
た上で、雪掻きの他に、京橋手・黒御門手・沢口手(佐和)・御厩前手・内船
町口手・外長橋手・御城中手・大手の八区分での必要人員九十一人を
手代衆に書き上げさせ、不足分を日用・役夫で補うよう指示している。
さらに両奉行は、次のような願書を上申した。

今朝雪掻為致候得共、大雪にて中々用意に雪掻為致かね、届兼
候二付、奉行人并何れも手弁堪兼候得者、御時節柄、少々ツ、初
并御酒頂戴為致度奉存候、尤、御入面ハ御城中普請諸用之内にて

も相弁候様仕度、尤昨年之被下忝候付、先例之通、御憐愍ヲ以頂
戴仕候様ニ御願申上奉候、

除雪作業は重労働であり、従事する人員の確保、配分、慰勞・褒賞
など、普請方には、こうした臨時の業務においても日常業務とのバラ
ンスを把握し、適切な労働管理をおこなう能力が求められたのである。

善利川出水 城下南端を西流する善利川は、彦根城普請の際、城下
町造成のため流路を付け替え、城下町の南東端にあたる安清村あたり
から直流させ、兩岸を強固な堤防を築いていた。しかし何度も氾濫し、
河道拡幅・堤防の嵩上げ、河底の浚渫がおこなわれてきたが、豪雨に
なると「出水」の危険があつた。「出水」の可能性が高まると、文化
十二年(一八一五)六月二十七日の例では、次のように記す。

善利川出水六合三四夕斗也、右二付、柏原斗、青木信右衛門殿ハ
病氣引込、両奉行よりにきり飯耆荷ツ、来ル、但し川出四ツ時よ
り暮六ツ時迄也、右二付罷出ル、役人、御目付、筋・町奉行、三
拾七組物頭、御作事奉行、下二ハ大(官老)方、次第増候得ハ、御加老
衆も夫々御見廻り、

また、翌十三年閏八月四日の例では、

大風吹候二付休日、善利川へ水八合八勺出候二付、四ツ時(普請手代)分仲満何
れも罷出ル、三拾七組惣出、御加老衆木俣大隅様・庵原助右衛門
様兩人御見分罷出候、暮六ツ時前、次第水引候二付、何れも引
取、例之通両奉行分握飯耆荷来ル、川上二而少々土手切候よし、

と記され、「出水」の際は、普請方では普請奉行・手代衆全員が出動
し状況を見廻り、奉行は出動した人員へ「握飯」を用意した。目付・
筋奉行・町奉行、三十七組の足軽物頭も総出し、状況に応じて家老衆

も見廻りに出勤している。文化十三年の例では、前年よりも水嵩が増し、足輕は「物頭」と記されず「惣出」と記されることから、非常事態に備えた足輕の総動員体制が取られたと考えられる。

町方の水道浚立会 夏季には、毎年ではないが城下町各家々の前や背割りに巡らされた「水道」（水路）の浚いがおこなわれた。普請方手代の日記には、町人地での「水道浚」においても、浚えた泥の処分のため手代による「立会」「泥溜浚見分」がおこなわれている。

文化十四年（一八一七）五月二十九日の例では、

町方水道浚有之候ニ付、立会ニ罷出ル、小野・吉田余平、町廻り

（普請方手代）

（町方下役）

山本原内・疋田伴六、外二老人出ル、触使下村真平、下之町・桶

屋町・連着町・職人町見分致し候処無滞、但し昨日之残場所、円

城寺町両うら、四十九町・下片原元青木屋敷前泥溜浚見分致し有

之候ニ付、石尾太右衛門方へ泥上ケ候処、石尾氏呑泥手前屋敷へ

上ケ不申候様町方へ被申候由、町方へ被申候候ニ付、吉田氏懸合

ニ参り候処、是迄之通ニ相成ル、

とあり、普請方からは手代二人、町方からは町廻り三人、触使一人が見分し、翌六月四日にも同様に普請方・町方から見分に向いている。その際、泥上げの場所は、町人地は道路に面して家並みが続いており、廃棄場所がないため、武家地の明屋敷の前が「泥溜」とされたが、そこに面した石尾太右衛門から泥上げをしないよう町方へ「申分」があったため、普請方手代が石尾に「懸合」をおこない、これまで通りおこなっている。町方は武家地に干渉することはできないため、普請方での対応が必要であったと考えられる。

水流町筋道作御普請御用 城下町の道路も全て普請方の管轄であつ

たため、町人地に関する道普請も普請方が担当した。文化十二年（一八一五）十月頃、水流町から裏新町にかけての水路沿いの道路から土砂が崩れ落ち、川筋が埋もれ大雨の際に川水が道に溢れ出すため、川縁を石積にする縁石普請と、すでに石積みがある「水流松通り」の石積替工事実施について普請方から家老中へ伺書を提出し、同十六日、普請方手代の木村・小野・川上・細居の四人に「水流町筋道作御普請御用掛り」が命じられた。

翌十七日、「御用掛り」の四人は同道して、普請場所の水流町から裏新町までを見分し、同二十一日にも再度見分に出ている。この間に、必要な人員、石材、杭木などの積もりをおこなったのであろう。同二十七日には、川端通の外船町から縁石・道造りに取懸り、この日は「銀井戸日雇八人」を普請方役所から諸道具の運搬と上敷下からの出通いに使っている。普請着到付役は八田金十郎であり、他に茶浦一人、夜番は二人役を割り当て、石積みの根切り杭木として栗二十本、松十本を請取っている。

松原口河口・御堀浚え 彦根城下の堀は松原内湖を通じて琵琶湖と繋がっており、城内への船による物資輸送に利用されていた。そのため、船の航行を確保するため、冬場の降雨量が減少する時期には、随時河口や御堀の浚渫が必要であった。

文化十三年（一八一六）正月二十二日・同二十三日は、松原川口の浚えが実施され、土砂を運ぶため舟人足が動員された。飯之浦村など湖北の村々から役船として十六艘の艀船が調達され、四遍つつ運搬し、浚渫した砂は、「其辺二而ほしき者へ遣」した。これら浚渫作業の指揮は普請方手代三人が勤め、船の指揮は「御舟方彦次」が勤めている。

同年正月二十六日からは、尾末町御堀が干上がり家中役人七人で、同月三十日からは、家中役人二十三人で、「内曲輪御庭前より岡本半介殿屋敷東之方迄、所々干上り浚」が、二月三日には再度、松原口の河口と外船町にあった家老三浦与右衛門家下屋敷の裏手の浚渫が役船二十四艘、二月十五日には、外船町の御堀浚渫を役船二十二艘、同月十五日・二十八日には、内曲輪の広小路前御堀浚渫を役船十五艘で実施され、いずれも普請方手代と船方役人が指揮した。

木俣土佐松原下屋敷石垣御手伝普請 家中屋敷などの石垣普請は災害時を除き、家中の裁量で実施したが、藩主が御成する家老屋敷などでは、「御手伝御普請」がおこなわれた。文化十三年七月十九日、家老木俣土佐の松原下屋敷石垣が破損したため、次のように破損箇所の見分が命じられた。

先年御上り御手伝御普請有之、留記木俣二有之候由二而御願被成候二付、庵原助右衛門様御用番之節、右損し所見分致し候様被仰渡候間、両奉行柏原・犬塚、小野・居関山介、縄見方佐久間勇蔵、竿持北川善吾、

同月二十一日には、手代は普請現場の見分をおこない、二十三日には、石垣修復の「荒積り」を提出した。八月四日に再度「積り書」を提出し、八月五日に普請に取りかかった。工事は途中「明（閏八月）六日分水増候二付暫普請見合候」と一時中断したが、約二ヶ月かけて九月十七日に手代が見廻り「御普請出来」を確認している。

同日、「木俣下屋敷御手伝御普請出来」したため、九つ時には普請現場の木俣下屋敷御書院で、直接従事した手代をはじめ普請方下役に「御酒・御肴三品」で御馳走があり、次のように褒賞が与えられてい

る。

金札三百疋、鯛五連、但し五枚長あみ

小野惣助へ、

金札三百疋ツ、両奉行御見分之節、下見分る出ル、

縄見方

小野田権之介組

佐久間勇蔵

河北庄介組

田部紋右衛門

同二百疋宛、手梃役衆

十日目二御役替、是を折々出ル、本多七右衛門組

辻居二郎三

日数三拾七日、

西堀才介組

宮尾新次

同、

河北庄介組

北川喜右衛門

同三拾壹日、

鈴木相馬

筒川嘉介

同二十六日、病氣引込有之、

片桐権之丞組

塚田儀太夫

同三十三日、

勝平次右衛門組

中沢真次

同百疋二御肴料二朱

宇津木三右衛門組

須田彦六

同百疋、鯛五連

夜番、隔日罷出ル、

御旗指四人へ、

この日、手代は「御手伝御普請御入面高」として「銀高」「人高」「石高」「栗石高」「御役夫切米」の勘定をおこない、これらの「遣方」として「縄見方手伝」「水摺」「南北御堀浚」「御役夫遣方」などの明細書、「米札銀請取払高」「諸色請取高」などの明細書を記録し、「諸色払方請取手形」を保管するなど、普請業務の文書化をおこない完了させている。

しかしこの日は、普請奉行は立ち会わず、現場の夜番を下役の「御旗指四人」がとつとめ、翌十九日に奉行が普請場所の見分に出てきており、実質的業務は手代が仕切っていたことが確認できる。

石鑿御用 石垣普請に用いる用材は、領内藩直営の「御山」から産

出した。蒲生郡の奥之嶋山・愛知郡の荒神山などにはその石切場があり、普請方には必要に応じて「石鑿」（石の切り出し）のため出郷した。文化十二年（一八一五）では、九月五日から同十七日まで丸山村（現近江八幡市円山町）で「石鑿」がおこなわれたが、新参の手代であった日記の記録者小野惣次は、九月七日に石鑿御用を勤める手代三人と同道し石鑿場所に見習いのため赴いた。

丸山村石鑿有之候ニ付、見習ニ罷越、尤田中孫八・田中孫次・松居儀右衛門、右御用也、石鑿場所丸山村之内、鑿虎口、五郎右衛門裏〇今介裏、茂左衛門うら、此兩人裏ニ而此度御普請石多ク出ル、外ニ平八裏ニも石鑿口有之、

一郷人足ハ嶋（奥之嶋）ニ同し、但し一日壱人一升五合ツ、賃米手形嶋ニ同し、且亦石出し諸裏々荒候ニ付、夫々人足ニ而対談之上、損し料ニ遣ス、段平船着よし舟積村役人也、惣して石鑿場御年貢地也、石斗御用心、

一同八日、同所御普請、

丸山村は本来の石切場ではなく、葎の産地として知られ、この日も「石出し」と同時に「段平船着、よし舟積村役人也」と艀船に葎を船積みしている。そのため、「石鑿場御年貢地」である五右衛門・今介・茂左衛門ら百姓屋敷の裏手で「石出し」をおこない、年貢地を荒らしたので、個々に人足が百姓と対談し「損し料」を払ったようである。

第三節 足軽「出人」による「御普請」

近世初期に見られた普請への足軽動員は、第二章で見てきた近世後

期の普請方手代に関わる業務では、普請方の下役と「銀井戸日雇」や「役人」（家中役夫）が従事し、足軽が普請現場の人足として現れることはほとんどない。しかし、年次によっては「御足軽出人御普請」という名目で、三月から十月にかけて足軽だけが動員され、「善利川掻割（浚渫）」・「草取」などの「足軽出人」による「御普請」がおこなわれた。

善利川栗石持・平田山赤土持 文化十三年（一八一五）の例では、三月十五日から善利川の掻割普請が始まり、足軽出人五十七人が、内曲輪の表御門御玄関前まで「栗石持三へん（通）」の運搬をおこなっている。しばらく日記の記事ではみられなくなるが、六月十六日から、足軽出人五十人により、善利川の南の平田山から順礼海道へ「赤土持」が始まった。同月二十五日は同様に「赤土持」を「出人九拾五人」が従事している。七月二十一日からは善利川掻割普請にもどり、足軽出人八十三人が順礼海道揃で内曲輪の広小路へ「栗石持」、同月二十五日は足軽出人五十二人が善利川の順礼街道から中堀添い下片原の吉川九郎太夫前へ「栗石持」を「三遍ツ、」従事した。その際、「廿一日、兩奉行衆御申付之通、上・中・下分候道之通、上ハ才介組、主税組也、中ハ権之介組・平次右衛門組・次太夫組・八郎右衛門組・織人組、」と、運搬の「道之通」のため、上組・中組・下組にわけて実施するよう普請奉行から指示が出され、この日は上組・中組が従事している。同月二十九日は足軽出人九十六人が「下片原へ栗石荷上」しており、以後、後掲の表⑥で示したように、この年は十月六日まで続けられ、同日には「御足軽出人普請、今日限なり」、また文化十四年にもこの日をもって「御足軽出人御普請、今日限仕廻也」と記すように、三月

上旬から十月六日までが「御足輕出人御普請」の期間とされていたようである。

この普請に動員された人数は、文化十三年で五六九人、文化十四年では一、九五五人にのぼった。「栗石持」や「赤土持」などの単純労働ではあるが、日常的に普請に動員されていない足輕にとつては、重労働であったようであり、とくに「栗石持」をおこなう善利川の搔割普請は、次の文政七年二月二十八日の記事のように一時「中絶」していた。

来三月四日分御足輕出人地御普請、善利川搔割被仰付候趣御達し、尤古来之通被仰付^(兼カ)二付、古来之御普請余り敷敷、勿論中絶致候二付、

ここに記す「古来」がどの時期のことをさすか判然とはしないが、「中絶」の理由は「古来之御普請余り敷敷」ことであつた。以前に拙稿で、足輕の相続にあたって、「足輕の儀は、万一の節用に相立申者共二候、依之常式城普請申付、骨業を仕らせ置、男柄も丈夫に仕込置申事候得は、器量骨柄を吟味仕り召抱可申事」とされ、日頃足輕に城普請に従事させているのいるは「骨柄」「男柄」が求められたことを指摘したが、行き過ぎた使役は、足輕を疲弊させるだけであつた。第一章の第一節でも指摘したように、人を使役する立場の者は、「人ヲ召仕候ニハ指引之心得無之候而ハ難成事」という心得が、その時期の普請奉行に欠けていたのであろう。

御城下草取り 文化九年（一八一二）の例では、三月四日から「例年御足輕出人御普請初」として、この日から御城中・内堀廻りの「草取」が、「御花畑揃」で開始された。手代の川嶋・小野が出動し見廻

りしている。以後も天気の状態を見ながら、三月九日は藩校の稽古館前揃、四月二日は東中島揃、四月三日は御厩揃、六月六日は舟町口内広場、六月十一日は「広小路分京橋御着到櫓岸岐下広場、夫分大手枒形、両橋分沢村前、岡本・脇舟着迄、出人高八十五人」、七月二十九日は「不明御門辺草取御普請」、八月二十六日は「御城中御本丸草取御普請」と記される。六月十一日を除き、毎回の足輕の動員人数は不明であるが、毎回、同規模と考えると、八回、延べ七百人前後が動員されたと考えられ、「定役」で各役方に向向している足輕をのぞけば、ほぼ残る足輕が一日ずつ動員されたものと推測される。

このような「草取」は例年のことと考えられるが、文化十四年では、夏場に「足輕出人」による善利川搔割による「栗石持」、平田山からの「赤土持」などの「御普請」が実施されたため、代わりに「日雇」や「御役夫」により実施されている。

六月三日には、普請方手代に「草取場所」の「所々見分之上」、積上（人員見積もり）を指出すよう御達しがあり、次のように「積り書」を提出した。

△御厩之内、三浦横町分鷹場御目付方岸岐、元御疊方岸岐下道斗、京橋枒形御船着・大手両橋詰・同所御屋敷廻り・御鉄砲方下水放御堀両石垣、白米出し前、岡本屋敷迄、拾式人之処拾壹人二而銀井戸日雇、

△船町口枒形御番所前、御借用方岸岐、国産方同今村源右衛門屋敷廻り、稽古館廻り、御作事廻り御番所、不明御門内外、山崎橋詰迄、御堀米出し迄両石垣共、八人之処、拾人相成、同、

△外土橋詰分外広場、松原御蔵迄、五三寸橋両橋詰、東中嶋両石垣、

御長柄槽水放、四十九町土橋迄、中島新橋両詰三人、同、

△舟町口土橋、△京橋迄、御堀両石垣水放共、四人之処、御役夫二而六人、

△京橋上御堀両石垣水た、き、松下縄蔵元御屋敷廻り土橋、尾末町

御屋敷前御堀両石垣水た、き御水門迄、拾壱人之処、拾人二相成、

銀井戸、

×三拾八人之積り指出す、田中・小野、

「草取」はこの「積り書」により実施され、二日後の六月五日には、「此間荒積り致候草取場所見廻ル」として、草取作業の現場確認をおこなっている。

上片原は場所方の久保木周吾・山口伴内と日雇十人、御厩から家老の岡本半介屋敷迄は場所役の服部文六・原善太と日雇十一人で実施したが、「少々残り候二付、翌日御役夫六人」と手配して仕上げている。また、舟町口から外長橋東詰迄は、北村左平太・□塚宗次と日雇拾人、外長橋から四十九町口土橋迄は、横野多介・村田仁右衛門と日雇三人で「草取」をおこない、これら場所の見廻りを手代が勤め、前述したように、文化十四年では述べ一九五五人もの「足軽出人」が善利川掻割などの「御普請」に動員されており、足軽で対応出来ない場合は、普請方下役と日雇・役夫により実施されることもあった。

以上のように、本章では普請方の実務を、定例・臨時に分けて日記の記事から具体像を取り上げてきたが、これらから彦根藩普請方の主要業務を大別すると、以下のように整理することができる。

(1) 藩主家諸儀礼の現場準備の差配。

(2) 街道宿場での幕府・寺社権門・他大名通行に関する清掃・警

備等の諸手段。

(3) 軍事・政治拠点としての城郭施設の維持管理。

(4) 城下町インフラ（水道・道路・堀・土居）の維持管理。

(5) 領内街道・河川の維持管理。

(6) 災害（地震・水害・火災等）時の対応（防災・災害記録・復旧作業）。

(7) 土木・建築資材の調達・確保。

これらを現在の地方自治体行政に例えれば、土木課・建設課・都市計画課・下水道局・営林局などに相当し、領主層をはじめ領民の生活を支える都市・領内インフラや環境整備にかかわる重要な部局を、彦根藩の普請方は一手に担っていたといえよう。

おわりに

以上、二章にわたって論じてきたことを整理する。

まず第一章で明らかにしたことは、近世初期に城郭普請などに従事してきた普請方は、城下の整備が一段落すると、それらの維持・管理や城下や領内で随時発生する災害対応、主君に関する対内的・対外的に生じる諸儀礼への対応、また新規の藩管理施設の造成・建設など、管轄する業務が増大し、そのための体制・組織が普請奉行二人と、実質的に奉行に代わって現場管理・業務の立会をおこなう十人前後の手代の配置、さらにその配下に、天保期には六十を超える下役の分業により、足軽・旗指中間・扶持人を合わせて三百人を超える人員を抱える巨大な組織となっていたことである。

また、こうした巨大化した組織の中では、分業による任務と権限の

明確化のため、役職就任時にはその管轄範囲を規定するため「誓詞前書」により明文化され、それは管理職である奉行のみならず、下役にもおよんでいた。⁽⁴⁹⁾

第二章では、普請方が管轄する業務が、城郭施設や「御山」「御林」などの藩直管地の維持・管理のみならず、町方居住地の道路・水路の普請や中山道などの「海道」にもおよんでおり、公的役割を果たしていたこと、また普請奉行には、近世初期の城郭普請の縄張り等を担う専門的技能は求められなくなり、巨大化した組織を統括・管理する管理職となった。現場管理・業務立会などの実務は十人程度の手代、現場での業務遂行は多数の専門的スキルを持った下役が担うようになり、手代が多岐にわたる業務監督を分担していること、そしてそれらの業務が、「伺書」(稟議書)・「積り書」(見積書)・「出来目書」(完成報告書)などの文書作成により遂行されていたことである。

このような彦根藩普請方の組織運営は、ウェーバーが提示した近代官僚制の特質の内、資格任用制の原則は、幕府官僚と異なり、昌平坂学問所での学問吟味のような制度はないが、⁽⁵⁰⁾その他については、規則による規律と明確な権限の原則は「誓詞」前書により規定されること、階級構造の原則は奉行↓手代↓各下役という支配組織関係がみられること、行政手段の分離や専門性の原則は、一部の下役に専門的分業がみられること、文書主義の原則は、各業務での手代による文書作成などで確認できる。

従来、こうした指揮命令系統を明確にした組織による行政業務の分業化は、近世における幕府官僚制研究として進められてきたが、藩レベルにおいても、同様な分業化・官僚制化が確認できる。もちろん

んその組織・運用実態は各藩により差異があることは当然であろう。また、官僚組織には「逆機能」があること、組織の権限に参与する不正がおこることは近代官僚制における問題としても周知のことである。

本稿で取り上げた彦根藩普請方でも、文政十二年に普請奉行柏原与兵衛が、その配下の下役が「両山」(佐和山・里根山)での「屑松茸」を町方へ転売したことで監督不行き届きとしてお咎めをうけており、こうした下役の不正は絶えなかった。⁽⁵¹⁾

また彦根藩では、これらの役人の事なかれ主義「成次第」への対処、職権を利用した不正への対処のため、二代井伊直孝の時代から「役儀」重視の方針を示していた。この直孝による、「役人」の「成次第」とする勤めぶりへの批判が先例となり、その方針が「御家風」として歴代藩主、国元藩政を担う家老に受け継がれ、⁽⁵²⁾さらに四代井伊直興により諸奉行・諸役人の任務・権限を明確にする改革により、藩政組織の制度化がはかられた。元禄四年には平士以上(侍中)の家臣へ奉公履歴書としての「由緒書」の提出による役儀重視、公正な人事・公平な賞罰による人事管理制度を確立することにより、⁽⁵³⁾家臣の役儀奉公から日常生活におよぶ監視体制も強化した。⁽⁵⁴⁾さらに制度改革は、藩財政の悪化ごとに繰り返され、近世中後期には、藩主および藩主の家族に及ぶ予算制度・意識改革にも及んでいた。⁽⁵⁴⁾こうした管理体制は、普請方の業務においても、普請場の「御用」に従事する者に「普請場勤誓詞」の提出が求められ、「御普請方諸奉行人」の「悪敷不法者」に⁽⁵⁵⁾対する相互監視をおこなうことに表われていた。

近世の幕藩官僚制においての事なかれ主義「成次第」や不正を取り上げれば、歴史叙述の素材として興味深い事例は際限なく見出せるで

あろう。しかし、そのような状況を克服しながら、制度の正常化をめざす改革を惜しまなかったことも間違いない事実であり、そうした改革にもとづく幕藩官僚制が、日本における近代官僚制の前提となったことも見逃せない事実である。本稿では、彦根藩を事例に検討したが、近世における藩官僚制は個々の大名家臣団の特質との関係でさらに事例を重ねた上での議論が必要であろう。

注

- (1) 森下徹①「加賀藩割場付足軽・小者」(『史学雑誌』九九一(3)、一九九〇年)、同②「加賀藩の藩庁機構における足軽の役割」(『地方史研究』四二一(2)、一九九二)、磯田道史『近世大名家臣団の社会構造』(東京大学出版会、二〇〇三年)など。
- (2) 加賀藩(森下前掲書①・②)、長岡藩(武藤真由「越後長岡藩足軽組の職務」(『長岡郷土史』五五号、二〇一八年)など。
- (3) 門番等の番は、足軽の「軍役」(武役)として理解されることがあるが、彦根藩では「御役儀」として位置づけられている。
- (4) 森下前掲書①。
- (5) 森下前掲書②。
- (6) 森下徹③「武士という身分―城下町萩の大名家臣団」(吉川弘文館、二〇一二年)。
- (7) 森下前掲書③。
- (8) 『新修彦根市史』第二卷 通史編 近世。
- (9) 「木俣留」(井伊達夫氏所蔵、『新修彦根市史』に所収、第六巻史料編 近世一 553)。
- (10) 『新修彦根市史』第二卷 通史編 近世。
- (11) 「井伊年譜」(『彦根藩井伊家文書』)。
- (12) 卯(寛永元年(一六二四))四月六日付井伊直孝書下(「木俣留」井伊達夫氏所蔵)。
- (13) 卯(寛永元年(一六二四))四月七日付井伊直孝書下(『新修彦根

市史』第六巻 史料編 近世一 一八〇)。

- (14) 彦根市史近世部会編『久昌公御書写―井伊直孝書下留』二三、二〇〇三年。

(15) 家老三浦家伝来の「諸御役所」と題する二冊の記録。井伊達夫氏所蔵。

- (16) 彦根城郭の普請は元和期にはほぼ完成を見るが、元和元年・同三年・寛永十年の各五万石づつの領知加増により、家臣屋敷の増設、城下南辺を流れる善利川の改修工事、藩主・上級家臣の下屋敷の造営など城下周辺村落の開発などは十七世紀末まで断続的に続いている(『新修彦根市史』第二巻 通史編 近世、第二章 第六節、二〇〇八年)。

(17) 彦根藩が命じられた公儀普請としては、寛永元年の二条城拡張普請、寛永五年の江戸城石垣修築、寛永六年の伊豆から江戸への石出し、寛永十六年から同十七年の江戸城本丸作事など、寛永期に集中する(拙稿「井伊直孝の居所と行動」、藤井讓治編『近世前期政治的主要人物の居所と行動』一九九四年所収)。その後は、元禄二年から同三年にかけての日光修復普請を勤める。

- (18) 前掲注14『久昌公御書写―井伊直孝書下留』一九。
 - (19) 前掲注14『久昌公御書写―井伊直孝書下留』一九。
 - (20) 前掲注14『久昌公御書写―井伊直孝書下留』二〇。
 - (21) 前掲注14『久昌公御書写―井伊直孝書下留』二九。
 - (22) 前掲注14『久昌公御書写―井伊直孝書下留』一六一。
 - (23) 前掲注14『久昌公御書写―井伊直孝書下留』一八三。
 - (24) 前掲注15参照。
 - (25) 「諸御役所」(前掲注15)所収の元禄五年三月十六日付井伊直興書下。
- 一、家中役人出入高、常二四百五六拾人も有之候、此内式百拾七人分、忝人拾表之積米二而役召上候へ者、米式千七百七拾表上り候、尤式百人役人不足致し候□、普請方出入少ク成、手廻し悪敷義も可有之候へ共、正月・五節供・雨天・雪中などの不入時分二出入多有之候分致指引、其外普請用多手之廻り不申候節ハ、少々日用

をもつかひ可申候間、用多無之時分役人之出入減申分ために可罷成と存候、右之通ニ申付候へハ家中勝手之ためにも罷可有之候、一件之米式千表、此代銀三拾五貫八百五匁、表表ニ付拾六匁五分つもあり、右役人米ニ而出し、家中勝手ニも徳用相見へ候積り、別紙ニ書付候、

一、在江戸之時分、片岡一郎兵衛致支配候水主のもの、^(評)うき人之分、毎日普請着到ニ付、普請役仕らせ、其外船小屋番之水主のものハ、辻番着到ニ付候様ニ申付候者、年中ニ普請役余程可仕分爲ニ可罷成ニ存候、船小屋番舟役大方式拾人程も入申と相聞へ候、左候へハ式拾人普請役可致候間、年中ニ七千式百人程普請方へ出可申候、一、玉葉中間・百人組中間・三拾人組中間・定夫中間、此四組賭方今毎日割を致し、翌日之割前晚吟味方会所へ指出し候様ニ申付、余り人之分、普請方・作事方両手之内人数不足の方へ割渡し可申候、只今ハ賭方請取切之中間ニ罷成、人之不入時分も普請方・作事方へも出不申候由、尤吟味方今折々摺ヲ入、作事方へ大工手伝ニ出し申様子ニ候へ共、吟味方今不致吟味候へハ、其分ニ而指置申族ニ候、此段ハ前々今賭方ニ而斗見合ニ召仕、中間他之役所江相渡申儀、預之小頭共賭方江古来無之作法、賭方之外渡し候義者末々例も悪敷罷成候など、申様子ニ相聞候、此段為を存不申斗ニ而も無之、右四組之中間共唯今迄今別ニ手障も無之躰罷成候間、近々小頭方へ致訴訟由候、毎日之割、件之通申付候ハ、大方四組ニ而式拾人程宛ハ普請役可致候間、年中ニ七千式百人程役人出可申候、

一、竹奉行四人ニ而両手ニ相勤候、此内北山勘右衛門・金田善之丞式人ニ申付、成程用之間も合可申候、郷中竹藪支配いたし候儀、領分中一手ニ成候へハ宜竹納高下も有之間敷候、両手ニ而いたし候へハ奉行人之存寄ニ付年貢前納、竹之高下も可致出来候間、旁以兩人ニ而可然候、左候へハ役人友松一右衛門・安藤七郎右衛門兩人手前今年中ニ七百式拾人程普請方へ出可申候、一、郷中定檢地奉行四人ニ而相勤候、檢地之用ハ^標まれ〜之事ニ候間、川除奉行拾人之内今檢地役共ニ相勤させ可然候、川除之用共

に外之奉行人之通毎日相務候儀ニ而も無之間、万沢又左衛門・黒谷又市式人を川除奉行へ入替、越石源介・依田庄介・福村八郎左衛門・三岡長兵衛四人無役ニ申付可然候、左候へハ此者共手前今役人九百九拾人斗年中ニ普請方へ出可申候、

一、城中所々番所ニ知行取拾人番相勤候もの、此知行高千五拾石ニて候由、此拾人無役にいたし、子共・歩行・本歩行替ニ申付候へハ、役人千八百九拾人程、知行取拾人今年中ニ普請方へ出可申候、一、老中方月番之割ハ役人引ケ申儀、先 御二代共無之事ニ候、然とも近年 先代ニ相替月番被致候付、其刻用捨申付候様ニ覚候、然共大身・小身共ニ役儀相勤候道理ハ同事ニ而候間、月番之役ニ知行高半分引ケ申様ニいたし、残知行高之分役人出し可被申候、左候へハ月番分三人前今年中ニ六千人程普請方へ役人出可申候、一、上坂太兵衛式百石内百石、小役人之着到付申ニ付、役人引ケ残百石役人出し申由、一、奥山伝右衛門百五拾石内百石、十一口着到付申ニ付、役人引ケ残五拾石役人出し申由、一、西川仁兵衛・三居孫大夫、此式人城中所着到付申ニ付、壹人ニ百石ツ、役引、相残分役人出し申由、一、寺嶋甚左衛門・三浦新丞・大嶋五大夫・只木次郎右衛門侍着到付、并宇津木小左衛門・高杉長左衛門着到目付、此替ニ向後留守ニ居候右筆、知行取・切米取之内ニ而四人程着到付役申付、目付・本目付之もの老人ツ、出し候ハ、此役人年中ニ千八百九拾人程出可申候、

一、松居武太夫馳走役ニ付、役人四百石分引ケ申由、知行高半分役儀ニ引、相残分役人出し可然候、勝平次右衛門同前ニ候、右之通小身之侍中ニ而も役人不残ハ引ケ不申候間、老中月番之刻、知行高半分役人用ニ引、相残分何も役人出し可被申候、依之千石以下之者共知行高役用に半分引、相残分役人出し候様申付候、一、増田平蔵千石、齋藤半兵衛五百石、加藤彦兵衛三百石、辻八郎右衛門三百石、丸山八郎左衛門三百五十石、其外宗旨改奉行相務候者、役人不残引申由、殊ニ宗旨改之儀、少之内ニ相濟申候処、

年中役人引ケ申候儀、小身之輩右之通ニ不残ハ引ケ不申候間、知行高半分宗旨改役ニ引申、残半分宛役人出可申候、

一、岡本半介役中間四人引ニ而候之由、是ハ在府之時者折々物生山下屋敷へ出申二付、当分之儀ニ申付候様ニ覚候処、定而定引ニ罷成候儀と存候、いつとも出候時分ハ先へ諸役人參、幕張掃除等仕候、是ニ而向後とも二済可申候間、定引無用ニ致し可然候、外ニ例も無之儀ニ候、左候得者、役人年中ニ老千四百拾人程、普請方へ出可申候、

件之役人出入年中ニ三万式百五拾五人、右紙面之通、家中役人半分米ニ而出し申儀并役人出し之儀、尤ニ被存候ハ、品々件之通可被申付候、勿論役人出入之わかち普請奉行・作事奉行・吟味役人・着到付其外当役之者共ニ具ニ可被申渡候、委細之儀ハ大久保新右衛門口上ニ可申達候、以上、

三月十六日 元禄五申年
木俣清左衛門殿 庵原助右衛門殿

長野十郎左衛門殿 在江戸
中野助太夫殿

各役方での役夫の使い方を見直せば、普請方へ延べ一年に二五、八九〇人分の人員が出せるとの提案であり、この前年、元禄四年には、家臣から自身の履歴を記した「侍中由緒書」を提出させ、これによる人事管理が開始された。

(26) 彦根市立図書館所蔵、郷土資料第三集／政治82。

(27) 彦根市立図書館所蔵、郷土資料第三集／藩政42。

(28) 年未詳六月十五日付、井伊直興書下（「諸御役所」前掲注8参照）。
一、普請方二而八尾山・奥之嶋山・小谷山ニ而材木其外下刈柴等迄用之外所立合候様ニ可致候、件之目付、七十人之内成程儘成もの吟味可被申付候、并吟味役人買物証人等も此方隙之刻ハ老人宛も不時ニ參、其品々を致見分、存寄も有之候ハ、宜方ニ申付候様ニ可被致候、

(29) 年未詳七月十九日付、井伊直興黒印書下（「諸御役所」前掲注8

参照）。

一、家中普請役人不參多有之候得共、普請奉行・着到付成相二仕置、人出候者も出し不申候ものも其分二而有之様ニ相聞、猥成儀沙汰之限ニ存候、不參有之分吟味、年之暮ニ日用極様取候様ニ仕候か、役人出さ七仕うめ候か、兎角むら無之様ニ可被申付候、則日用賃取候ハ、書付指越見せ候様ニ可被申付候、

一、普請人召連候義、手代我俣仕候様ニ相聞候、普請奉行左様之義も不存罷在不届千万ニ候、慥聞届候ハ、手代曲事可申付候、其旨兩人之奉行ニ可被申付候、以上、

七月十九日 直興 御黒印

木俣清左衛門殿 三浦与右衛門殿 長野十郎左衛門殿
木俣半弥殿

(30) (元禄十年) 九月二十五日、井伊直興書下（「諸御役所」前掲注15参照）。

(31) 寛永三年九月六日に徳川家光の政務参与を命じられており（藤井讓治『江戸幕府老中制形成過程の研究』校倉書店、一九九〇年）、その時とも考えられるが、「寛永戊午」は、寛永十一年しか考えられない。そのため、寛永十一年の家光上洛の際に提出されたものと推測される。

(32) 藤井讓治編『彦根城博物館叢書4 彦根藩の藩政機構』（二〇〇三年）史料編に収録される「1 役職誓詞」参照。

(33) 同前書、史料編「1 役職誓詞」の「31 普請奉行誓詞」。

(34) 表①・表②では、元禄期は「諸御役所」（前掲注15）、天保七年は「普請方下役名寄」（前掲注27）、天保十一年は「普請方下役名寄」（彦根市立図書館所蔵、郷土資料第三集／藩政42。* 史料番号は天保七年と同じ）、元治元年は「下役中御役割名前帳」（彦根市立図書館所蔵、郷土資料第三集／藩政31。）に拠った。表③は、天保七年は「普請方下役名寄」に明治四年「彦根藩士戸籍簿」による各家の履歴データを用いた。表④は、天保七年「普請方下役名寄」記載の役名・下役人名・物頭の苗字・所属組の記載と、「物頭代々記」（彦根藩井伊家文書）彦根城博物館所蔵の物頭の姓名・担当組

- 名・組人数を照合し、推定作成した。
- (35) 手梃役は、手子役、手木役などと記されることもある。後述するように、「木俣御下屋敷御手伝御普請」で木俣家から石垣修復現場での功労をねぎらった褒賞では、「手代」「縄見役」と「手梃役衆」が対象となっており、石積みの際、重要な役割をはたす梃子の技術者と考えられる。但し、表③に見られるように、彦根藩の普請方における手梃役は、下役就任者のほとんどの初任役であることから、「手梃役」が普請での基礎的技術の役割と考えられる。
- (36) 現存するもつとも詳細・正確な絵図である文化十一年の「御城内御絵図」（彦根城博物館所蔵、天保七年の「御城下惣絵図」（同上）は、普請奉行の指揮のもと、この絵図役が作成した。
- (37) 石場見廻りや御山廻り・御林廻りなどは、現地で雇用された百姓身分（扶持人、苗字は許されている）のものである。
- (38) 小野惣次家は、文化・文政期の正好のほか、幕末期に正統が手代を務める（「公用留」彦根市立図書館所蔵、郷土資料第三集／政治49）
- (39) 平時の業務は組を離れ免除されているが、非常事には各足輕組に属して出勤すると考えられ、各組における日常的な弓術・砲術の稽古が免除されたかどうかは不明である。
- (40) 彦根市立図書館所蔵、郷土資料第三集／政治33。
- (41) 普請方手代の業務は、毎年実施される各地での「地普請」、表④に見られるような各番所での「番」、各下役の業務の実施状況や後述するように火事・堀での水死人などの事件、「御山」での木材・下刈柴などの売り払いの立会などがあり、それらの業務はこれらの帳面により記録され、文化十三年三月四日の記事では「着見御槽へ古帳繰二罷越、田中・小林・木村・小野」とあり、城内の着見槽に保管された普請方の「古帳繰」、つまり過去の先例を調べることもあり、文書管理がおこなわれていたことが窺える。
- また、各地普請や建物の普請工事が完了すると、その経緯・諸材料の書き上げ・諸費用の勘定などを記録した「出来目帳」や「人遣目録」という完成報告書が作成され保管された。文化九年九月十七

日の記事では奥之嶋での「石鑿」（石の切り出し）完了の実績報告のため、「奥之嶋御山へ出郷、（中略）日々兩役日雇二而石鑿出ス、出来目見分之上、留置帰郷之節、出来目并人遣目録認メ、御役所へ持参、奉行見分之上、目録帳江留置」と「出来目并人遣目録」を作成し普請方役所へ持参、奉行に見せた上で、「目録帳」に記録している。

- (42) 『新修彦根市史』第二巻「通史編近世、第二章 第六節「城と城下町」（二〇〇八年）。
- (43) 慶応元年と推定される「殿様江戸発籠之節式書」（彦根藩井伊家文書）では、普請奉行らが御目見えする場所は、「彦根町口御門外」（切通口御門）とあり、この場所で藩主は「出タカ」と二度発声する。
- (44) 木俣源閑意見書（申（寛文八年）七月二十五日付、御小姓衆宛）『新修彦根市史』第六巻、史料編 近世一 556【木俣留】。
- (45) 拙稿「彦根藩足輕組の編成と組織」（京都女子大学史学会、『史窓』七九号、二〇〇九年）。
- (46) 「諸事日記」では、文化十三年は十月二十四日（御上覧）の記事のあと日記の伝存する文政二年までは見られないが、「官事録」では、文政七年は十二月十九日（御見分）、文政八年は十二月十一日（御代見）、文政九年は十二月十八日（御代見）に実施されている。
- (47) （十月）十六日、水流町筋道作御普請御用掛り被仰付、木村・小野・川上仲右衛門・細居文蔵、同所道作伺書写、
△水流町より川端通裏新町之処、川筋段々相埋り候間、大雨之節川水道へ上り申候二付、道も自然土砂流、地低二相成申候間、川邊道作仕度奉存候、尤川端通りハ川縁石無御座候間、石積候様仕度奉存候、水流松通りハ河縁石御座候得共、並悪敷御座候間、積替仕度奉存候、右場所之義ハ大雨之節諸人難義仕候間、連々二御修復御普請仕度奉存候、右之段御許容被下置候ハ、右御入用之義ハ御修復銀ヲ以テ仕候様被仰渡被下置候様奉願候、
御家老中様 御普請方
- (48) 拙稿「彦根藩足輕組の編成と組織」（前掲注44）。

- (49) 藤井讓治編『彦根藩の藩政機構』史料編(前掲注32)の「1 役職誓詞」では、普請方のもではないが「71 筋方引ケ人誓詞」「72 筋組誓詞」「73 代官(町人代官)誓詞」「74 米札方下役誓詞」などの各役方下役の誓詞が確認できる。
- (50) 鳥取藩では藩校教育を重視した人材登用の仕組みづくりが採用された例も見られる(磯田道史「幕末維新期の藩校教育と人材登用―鳥取藩を事例として―」(三田史学会『史学』第71巻 第2・3号)。
- (51) 彦根城博物館叢書『侍中由緒帳5』(彦根城博物館、一九九八年)の柏原与兵衛家の項。
- (52) 柴田純「彦根藩「御家風」の形成」(村井康彦編『彦根城博物館叢書6 武家の生活と教養』二〇〇五年)。
- (53) 拙稿「彦根藩目付役の形成過程」(藤井讓治編『彦根藩の藩政機構』前掲注32)。
- (54) 拙稿「彦根藩井伊家庶子の生活と教養形成」(村井康彦編『武家の生活と教養』前掲注50)。
- (55) 藤井讓治編『彦根藩の藩政機構』史料編(前掲注32)の「1 役職誓詞」に収録される「80 普請場勤誓詞」。
- (56) 幕府官僚制と維新後の官との連続性については、菊地久氏の「維新の変革と幕臣の系譜―改革派勢力を中心に―国家形成と忠誠の転移相克―1―7」(北大法学論集 29(3・4) 33(5)、一九七八―九八三年)や門松秀樹氏の「明治草創期における幕臣と明治政府との関係に関する一考察―慶応年間の武鑑と明治3年6月までの官員録の比較を中心として」(『法学政治学論究』四六、二〇〇〇年)・同「開拓使における旧幕臣…旧箱館奉行所吏員を中心として」(日本法政学会『法政論叢』三八―(2)、二〇〇二年)など。

表① 普請方下役人員配置（足軽）

役名	元禄期	減員提案	天保7年	天保11年	元治元年	階層
手代	(記載なし)		12	(記載なし)	5(元締方)	足軽
看板役	3人(勘判役)	→3人	6	7	役名なし	足軽
物書役	3人(割元物書役)		7	6	7	足軽
触役	2人	→0人	4	4	役名なし	足軽
鍛冶方役	(記載なし)		5	6	役名なし	足軽
鉄物役	(記載なし)		5	5	役名なし	足軽
西御薪蔵役	3人(西ヶ原柴蔵奉行)・3人(西ヶ原材木奉行)	→2人	5	5	4	足軽
東御薪蔵役	3人(東柴蔵奉行)	→1人	5	5	4	足軽
浮役	20人	→10人	役名なし	役名なし	役名なし	足軽
段平御貸附役	(記載なし)		2	3	役名なし	足軽
中御土手役	3人(中土手廻)・3人(尾末町土手廻)	→2人(兼務)	5	6	2	足軽
猿ヶ瀬土手廻	3人	→0人(*1)	役名なし	役名なし	役名なし	
御城中役	2人(御城中廻)	2人(*2)	6	6	2	足軽
下御土手役	3人(西ヶ原土手廻)・4人(中藪土手廻)	2人(*3)	8	6	2	足軽
善利川御土手役	3人(上善利川土手廻)・3人(下善利川土手廻)	→2人(兼務)	4	5	2	足軽
北海道役	4人(北・南海道奉行)	4人(*4)	2	2	役名なし	足軽
南街道役			2	2	役名なし	足軽
下海道役	2人	2人(*5)	3	2	2	足軽
石樋役	9人(石細工)	定引止	6	6	3	足軽
石灰役	(記載なし)		2	2	1	足軽
里根御山廻り役	5人	→2人	6	6	4	足軽
古城御山廻り役	5人	→2人	8	7	4	足軽
五畝改役	2人(五畝畑奉行)	定引止(*6)	4	4	1	足軽
縄見役曲尺見役兼帯	4人(石垣縄見役)	→2人	7	6	0	足軽
	1人(石垣曲尺見)	→0人				
木遣役	2人	定引止	役名なし	6	1	足軽
大工役	3人	1人(*7)	役名なし	役名なし	役名なし	足軽
木挽役	1人	定引止(*8)	役名なし	役名なし	役名なし	足軽
手梃役	23人(手木役)	→10人	29	28	役名なし	足軽
黒御門外御屋敷掛り	(記載なし)		2	2	役名なし	足軽
御薬園御用掛り	(記載なし)		0	5	役名なし	足軽
絵図役	(記載なし)		8	7	3	足軽
場所役	3人(普請場棹打)	定引止	35	21	(7)書記兼	足軽
御鷹野橋御貸付	(記載なし)		3	3	0	足軽
段平御船乗物主役	20人(段平船乗)	→16人	6	10	役名なし	足軽
細工役	(記載なし)		6	6	3	足軽
塩硝御蔵御番	(記載なし)		8	8	11	足軽
新焰硝御蔵御番	(記載なし)		9	8	0	足軽
御経堂御番	(記載なし)		7	7	2	足軽
御船小屋御番	(記載なし)		6	6	0	足軽
御材木蔵御番	(記載なし)		6	6	(5)材木方	足軽
西石場御番	(記載なし)		7	6	0	足軽
馬場先御番	(記載なし)		6	7	0	足軽
里根口御番	(記載なし)		6	6	0	足軽
千代宮口御番	(記載なし)		7	6	0	足軽
合計	145人	63人	265人	249人	71人	

*1 「右三人止二致し、まゝおさし拾二人ニ相勤させ可申候、并奉行役不足之刻ハ土手廻八人、山廻四人之内、当分之用ニ召遣可申候」

*2 「右浮役不足之刻、此式人召遣可申候」

*3 「内式人まゝとみさし、右七人式人二致し、西ヶ原・中藪相兼相勤させ可申候」

*4 「右浮役不足之割、此四人召遣可申候」

*5 「右浮役不足之刻、此式人召遣可申候」

*6 「右式人止二致し、五畝畑請取渡し、年貢等取立候儀ハ、下海道奉行相勤候様ニ可致候、」

*7 「右三人を壱人二致し、万一大工役之用事候ハ、相勤、浮役不足之時ハ召遣可申候」

*8 「右壱人止二致、万一本挽役用之刻ハ、作事方中間木挽召遣可申候」

表② 普請方下役人員配置（旗指・扶持人）

役 名	天保7年	天保11年	元治元年	階層
御旗小頭	2	2	2	旗指
護国殿御番人	9	8	8	旗指
猿ヶ瀬御土手清涼寺御廟御掃除兼帯	2	2	2	旗指
御役所御番	4	4	0	旗指
西御蔵御番	2	4	0	旗指
東御蔵御番	2	4	0	旗指
御掘廻り	2	2	0	旗指
割使	3	3	0	旗指
御仕送り方渡り	2	2	0	旗指
御元方渡り	2	2	3	旗指
紙継	役名なし	役名なし	1	(不明)
御供役	4	4	4	旗指
安清口御番	5	5	6	旗指
大洞御庵御番	役名なし	役名なし	5	(不明)
荒神山石見廻り	1	1	2	扶持人
奥之嶋御山廻り	6	6	4	扶持人
小谷御山廻り	5	6	4	扶持人
桃之尾御山廻り	2	2	2	扶持人
川合御山廻り	3	2	2	扶持人
退蔵御山廻り	2	1	2	扶持人
八ツ尾御山廻り	4	4	4	扶持人
守野御林廻り	2	2	2	扶持人
霊山御山廻り	2	3	2	扶持人
丸山石場見廻り	1	1	0	扶持人
小幡山御立林見廻り	記載なし	2	2	扶持人
掃除小頭	6	5	5	扶持人
御役夫手代	3	3	3	扶持人
新田村船指	2	2	2	扶持人
	78人	80人	67人	

表③ 普請方手代履歴一覧（天保7年）

手代人名	初代召出	西暦	初代からの歴代名	屋敷地
小林新十郎	正保2年	1645	①小林藤兵衛→②次兵衛→③次兵衛→④新十郎→⑤新十郎→⑥左馬次→⑦新次郎	善利橋六丁目
富田隆介	元禄元年	1688	①富田曾平→②庄右衛門→③曾平太→④兵右衛門→⑤兵次→⑥隆介	善利橋ヨリ六丁目
小野助三郎	享保15年	1731	①小野惣次→②喜太郎→③惣次→④助三郎→⑤助三郎	善利橋六丁目
松居釜介	慶長15年	1610	①松居佐右衛門→②佐右衛門→③空右衛門→④宇平次→⑤佐右衛門→⑥正介→⑦佐平	善利橋ヨリ六丁目
日夏秀祿	延宝7年	1679	①日夏曾太夫→②甚六→③甚平→④永助→⑤秀祿	善利橋六丁目
田中繁太郎	万治2年	1659	①田中與左衛門→②儀兵衛→③孫右衛門→④孫右衛門→⑤孫右衛門→⑥孫右衛門→⑦孫右衛門	善利橋六丁目
林田金吾	元和元年	1615	①林田彦六→②彦六→③彦六→④彦六→⑤彦六→⑥彦六→⑦彦五郎	善利橋六丁目
川嶋平三郎	明暦3年	1657	①川嶋喜左衛門→②喜介→③元右衛門→④豹蔵→⑤元右衛門→⑥豹蔵→⑦平左衛門	善利橋六丁目
富田新太郎	元禄元年	1688	①富田曾平→②庄右衛門→③曾平太→④兵右衛門→⑤兵次→⑥隆介	善利橋ヨリ六丁目
小林佐馬次	正保2年	1645	①小林藤兵衛→②次兵衛→③次兵衛→④新十郎→⑤新十郎→⑥左馬次→⑦新次郎	善利橋六丁目
松居鍋之進	慶長15年	1610	①松居佐右衛門→②佐右衛門→③空右衛門→④宇平次→⑤佐右衛門→⑥正介→⑦佐平	善利橋ヨリ六丁目
木村専太郎	寛文11年	1671	①木村源太夫→②源太夫→③源左衛門→④源太夫→⑤源介→⑥源静	善利橋六丁目
三宅孫太郎	寛文2年	1662	①三宅孫三郎→②空右衛門→③孫三郎→④軍右衛門→⑤孫三郎→⑥空右衛門→⑦藤太夫→⑧孫太郎	善利橋六丁目

* 「初代からの歴代名」のゴシック体の人名は、天保7年の普請方手代の人名と一致するものを示す。

表④ 普請方下役履歴抄録（天保7年）

役名	就役年月日	下役人名	前歴	召出年	西暦	歴代名
看板役	文化13/9/3	崎山藤太	手挺→段平物主→善利川→物書役→中御土手→御城中役	享保17年	1732	①崎山七兵衛→②源治→③綱右衛門→④藤太→⑤常三郎→⑥藤太夫
看板役	文政2/8/3	清水七郎	手挺→中御土手→善利川→縄見曲尺見	享保18年	1733	①清水惣内→②十左衛門→③七郎→④一作
看板役	文政10/10/6	加藤真次	手挺→場所役	元禄13年	1700	①加藤茂右衛門→②茂右衛門→③壽平→④壽平→⑤真平→⑥真次→⑦安介
看板役	文政2/8/3	甲良宗吾	手挺役→中御土手	元禄12年	1699	①手島嘉右衛門→②文右衛門→③甲良嘉兵衛→④嘉兵衛→⑤宗吾
看板役	天保5/12/23	沢野新吾	場所役→物書役→東御蔵役	元和3年	1617	①鈴村治左衛門→②沢野惣次→③忠兵衛→④忠兵衛→⑤彌兵衛→⑥惣次→⑦新吾
看板役	記載なし	川崎瀬平	場所→観御用掛→下海道石ヶ崎→鍛冶方八尾兼	不明	不明	不明
触役	文化13/11/8	瀧谷加伝次	手挺→場所→看板→物書	承応3年	1654	①瀧谷伝左衛門→②伝左衛門→③文右衛門→④加伝次→⑤加伝次
触役	文化7/⑧/16	居林旧右衛門	手挺→物書→下海道石ヶ崎→御殿掛り→観御用掛	寛永5年	1628	①居林久兵衛→②加兵衛→③佐左衛門→④久右衛門→⑤茂平治→⑥旧右衛門→⑦旧右衛門→⑧安太郎
触役	天保2/1/21	吉田祐蔵	手挺→場所→物書	寛永17年	1640	①吉田三郎助→②三郎助→③庄太夫→④治兵衛→⑤万右衛門→⑥庄太夫→⑦祐蔵
触役	文政11/11/6	富田曾右衛門	場所→段平物主→物書→古城→石樋→古城→□□	正保元年	1644	①富田惣兵衛→②曾左衛門→③曾右衛門→④甚左衛門→⑤曾左衛門→⑥惣七→⑦佐五郎→⑧小太郎
物書役	天保4/4/6	坂田熊次郎	場所役	宝暦12年	1762	①坂田紋次→②彦右衛門→③熊次郎
物書役	天保5/5/11	兼松武司	場所役	正保元年	1644	①兼松仁兵衛→②市兵衛→③佐左衛門→④友左衛門→⑤市兵衛→⑥理平太→⑦善蔵→⑧遊喜
物書役	天保3/2/21	石岡兵太夫	場所役	天正年中	1573	①石岡兵太夫→②兵太夫→③文左衛門→④富右衛門→⑤文左衛門→⑥文左衛門→⑦弾右衛門→⑧兵太夫
物書役	天保2/5/3	岡田潤介	手挺→縄見	寛永8年	1631	①岡田惣兵衛→②重兵衛→③安兵衛→④六右衛門→⑤曾平→⑥惣兵衛→⑦為右衛門→⑧為右衛門→⑨為左衛門→⑩雅次郎→⑪潤介→⑫全次郎→⑬岩吉
物書役	天保6/4/17	知田判右衛門	場所	延宝元年	1673	①知田伴右衛門→②伴右衛門→③伴右衛門→④伴右衛門→⑤伴右衛門→⑥茂太
物書役	天保4/11/8	岩崎猪之介	場所	不明	不明	不明
鍛冶方役	文政1/11/26	原紋右衛門	手挺→古城→鍛冶→ハツ尾	元禄2年	1689	①原紋右衛門→②斧右衛門→③孫八→④和四郎→⑤紋右衛門→⑥兵五郎
鍛冶方役	文政8/11/26	山田佐内	場所→石灰→鍛冶→ハツ尾	弘化元年	1844	①山田七郎兵衛→②七郎右衛門→③善内→④七郎兵衛→⑤由右衛門→⑥権右衛門→⑦善内→⑧善内→⑨長兵衛→⑩加次兵衛→⑪佐内
鍛冶方役	文政1/11/26	小西専介	手挺→縄見→場所→善利川	文禄4年	1595	①小西九兵衛→②庄兵衛→③忠太夫→④宗介→⑤三郎右衛門→⑥正太郎→⑦専介→⑧三太夫
鍛冶方役	文政12/4/6	川崎瀬平	場所→観御用掛→下海道石ヶ崎□	不明	不明	不明
鍛冶方役	文政7/9/13	林嘉右衛門	手挺→御番方→場所→御城中→カジ→八つ尾	元和元年	1615	①林作左衛門→②作左衛門→③嘉右衛門→④嘉右衛門→⑤嘉右衛門→⑥嘉右衛門→⑦嘉右衛門→⑧嘉善衛→⑨惣吉
鉄物役	文化8/12/26	川嶋熊次郎	場所→御城中→古城×	承応3年	1654	①川嶋喜左衛門→②喜左衛門→③莊左衛門→④喜兵衛→⑤喜六→⑥彦次→⑦嘉助→⑧熊次郎
鉄物役	文政1/10/28	堀居作郎	手挺→場所→御城中	享保2年	1717	①堀居作五郎→②作兵衛→③作郎→④猪左衛門→⑤作次
鉄物役	天保3/2/21	佐野五郎介	手挺→場所→段平御船乗役	宝永元年	1704	①佐野久兵衛→②久左衛門→③友八→④吉左衛門→⑤久太夫→⑥郷右衛門→⑦五郎次→⑧五左衛門
鉄物役	文政1/10/28	清水常次	手挺→場所→段平物主→御城中→触役→下土手→古城→五畝兼	安永5年	1776	①清水佐右衛門→②常次
鉄物役	文政7/8/16	三原弥五介	細工役→□□→石樋	享保8年	1723	①三原八太夫→②此右衛門→③才右衛門→④弥七郎→⑤弥五兵衛→⑥弥右衛門→⑦弥太夫→⑧弥五介→⑨弥五郎
西御薪蔵役	文化9/12/28	前川七蔵	手挺→場所役→善利川→御番方□	享保20年	1735	①前川久五郎→②忠次→③源之介→④伝六→⑤伝八郎→⑥七蔵
西御薪蔵役	文化13/9/6	上野美和次	手挺→場所→御城中→西御蔵	不明	不明	不明
西御薪蔵役	文政11/12/21	喜多沢庄三郎	場所→物書→中土手→西御蔵	寛文10年	1670	①喜多沢梶右衛門→②梶右衛門→③喜六→④信助→⑤住三郎
西御薪蔵役	文化12/11/6	山口判内	場所→手挺兼→段平物主	元禄10年	1697	①山口角左衛門→②伴内→③伴九郎→④伴内→⑤伴吾
西御薪蔵役	文政12/10/6 (文化9/12/28)	岩佐多門次	手挺→物書→御城中	不明	不明	不明
東御薪蔵役	文政7/8/6	野田七郎	場所→御城中→里根→鉄物	天和元年	1681	①野田三郎兵衛→②伝五右衛門→③新八→④政八→⑤七郎次→⑥叔太
東御薪蔵役	天保3/2/21	中河原丹蔵	場所→石樋→東薪→鍛冶	万治3年	1660	①松崎奥右衛門→②中河原九郎兵衛→③孫兵衛→④丹治→⑤丹蔵
東御薪蔵役	文政2/8/3	矢嶋文六	手挺→物書→フレ役→段平御貸附	明暦2年	1656	①矢嶋太右衛門→②文右衛門→③源六→④弥惣次→⑤源六→⑥文六→⑦文左衛門
東御薪蔵役	文政11/10/6	富田加平次	手挺→場所→物書→看板→奥嶋御山掛繫舟兼	不明	不明	不明

* 「歴代名」のゴシック体の人名は、天保7年の下役人名に該当すると推測されるものを示す。

表⑤ 普請足軽等組別下役名簿

番号	役名	人名	物頭	組人数	所属組
	手代	小林新十郎	(普請奉行)		善利橋六丁目
	手代	富田隆介	(普請奉行)		善利橋六丁目
	手代	小野助三郎	(普請奉行)		善利橋六丁目
	手代	松居釜介	(普請奉行)		善利橋六丁目
	手代	日夏秀祿	(普請奉行)		善利橋六丁目
	手代	田中繁太郎	(普請奉行)		善利橋六丁目
	手代	林田金吾	(普請奉行)		善利橋六丁目
	手代	川嶋平三郎	(普請奉行)		善利橋六丁目
	手代	富田新太郎	(普請奉行)		善利橋六丁目
	手代	小林佐馬次	(普請奉行)		善利橋六丁目
	手代	松居鍋之進	(普請奉行)		(松居釜介子カ)
	手代	木村専太郎	(普請奉行)		善利橋六丁目
手代	三宅孫太郎	(普請奉行)	善利橋六丁目		
1	物書役	知田判右衛門	浅居喜三郎重実⑨	鉄砲30人	北組
	鍛冶方役	川崎瀬平	浅居喜三郎重実⑨		北組
	塩硝御蔵御番	小菅新蔵	浅居喜三郎重実⑨		北組
2	北海道役	野中孫四郎	荒居治大夫善張⑥	鉄砲30人	善利橋十三丁目
	石樋役	白石軍介	荒居治大夫善張⑥		善利橋十三丁目
	手艇役	関口太内	荒居治大夫善張⑥		善利橋十三丁目
	段平御船乗物主役	野中孫四郎	荒居治大夫善張⑥		善利橋十三丁目
3	西石場御番	田村文蔵	荒居治大夫善張⑥	弓20人	善利橋十三丁目
	触役	吉田祐蔵	石原権之介吉文⑧		善利橋四丁目
	善利川御土手役	市川章太	石原権之介吉文⑧		善利橋五丁目
	五畝改役	市川章太	石原権之介吉文⑧		善利橋五丁目
4	場所役	野田九郎八	石原権之介吉文⑧	鉄砲30人	記載なし
	御城中役	中嶋甚吾	犬塚原之丞正陽⑤		善利橋二丁目
	絵図役	稲垣健次	犬塚原之丞正陽⑤		善利橋二丁目
	場所役	稲垣健次	犬塚原之丞正陽⑤		善利橋二丁目
	場所役	大塚熊右衛門	犬塚原之丞正陽⑤		善利橋二丁目
	場所役	大塚半太夫	犬塚原之丞正陽⑤		善利橋二丁目
5	御経堂御番	北村忠蔵	犬塚原之丞正陽⑤	鉄砲30人	善利橋二丁目
	塩硝御蔵御番	石川才次郎	庵原半九郎朝登⑤		中組
	新塩硝御蔵御番	大原且右衛門	庵原半九郎朝登⑤		中組
6	鍛冶方役	山田佐内	今村源之進正忠⑦	鉄砲30人	上組六丁目
	手艇役	小嶋助次	今村源之進正忠⑦		上組
	手艇役	上嶋友右衛門	今村源之進正忠⑦		上組
	場所役	川村惣内	今村源之進正忠⑦		上組
	場所役	小野戸右衛門	今村源之進正忠⑦		上組
	馬場先御番	石田貞次郎	今村源之進正忠⑦		上組(絶家カ、家並帳に上組六丁目にあり)
7	善利川御土手役	川嶋所平	今村忠右衛門正良⑩	鉄砲40人	善利橋十二丁目
	鍛冶方役	原紋右衛門	今村忠右衛門正良⑩		善利橋十二丁目
	東御薪蔵役	野田七郎	今村忠右衛門正良⑩		善利橋十二丁目
	下御土手役	藤田弾蔵	今村忠右衛門正良⑩		善利橋十三丁目
	下海道役	富田宗吾	今村忠右衛門正良⑩		善利橋十二丁目
	古城御山廻り役	千田曾右衛門	今村忠右衛門正良⑩		善利橋十二丁目
	手艇役	池崎綱蔵	今村忠右衛門正良⑩		善利橋十二丁目
	絵図役	江畑仲右衛門	今村忠右衛門正良⑩		善利橋十二丁目
	場所役	江畑仲右衛門	今村忠右衛門正良⑩		善利橋十二丁目
	場所役	竹村平吾	今村忠右衛門正良⑩		善利橋十二丁目
	御鷹野橋御貸付	原紋右衛門	今村忠右衛門正良⑩		善利橋十二丁目
	段平御船乗物主役	山本多内	今村忠右衛門正良⑩		善利橋十二丁目
	細工役	小野六太夫	今村忠右衛門正良⑩		善利橋十二丁目
御船小屋御番	加藤杉右衛門	今村忠右衛門正良⑩	善利橋十二丁目		
里根口御番	飯嶋市右衛門	今村忠右衛門正良⑩	善利橋十二丁目		
8	場所役	西村助次郎	大久保藤助正晟⑨	鉄砲30人	中組
	場所役	田中嘉兵衛	大久保藤助正晟⑨		中組
	場所役	藤川新平	大久保藤助正晟⑨		中組

彦根藩普請方の組織と機能

9	場所役	田中久太郎	片桐権之丞正武⑧	鉄砲30人	善利橋二丁目
	細工役	長草大八郎	片桐権之丞正武⑧		善利橋一丁目
	馬場先御番	長谷川惣左衛門	片桐権之丞正武⑧		(不明) 目
10	手艇役	田部宇左衛門	勝野五大夫正生⑧	鉄砲30人	下組
	場所役	小西丈之介	勝野五大夫正生⑧		下組
	場所役	上野八蔵	勝野五大夫正生⑧		記載なし (下組一丁目)
	御船小屋御番	中山善右衛門	勝野五大夫正生⑧		下組
	御材木蔵御番	松居儀八	勝野五大夫正生⑧		下組
11	御材木蔵御番	塚越曾平次	勝野五大夫正生⑧	鉄砲30人	下組
	西御薪蔵役	喜多沢庄三郎	河北主水祐順⑦		北組
	石樋役	佐藤久右衛門	河北主水祐順⑦		北組
	看板役	沢野新吾	河北主水祐順⑦		北組
	手艇役	渡部軍三	河北主水祐順⑦		北組
	絵図役	嶋田小左衛門	河北主水祐順⑦		北組
	場所役	嶋田小左衛門	河北主水祐順⑦		北組
	細工役	菱田作次	河北主水祐順⑦		北組
	細工役	森田浅右衛門	河北主水祐順⑦		北組
	塩硝御蔵御番	牧村友右衛門	河北主水祐順⑦		北組
12	千代宮口御番	岸田周平	河北主水祐順⑦	鉄砲30人	北組
	下御土手役	丸山蔵次	川手主馬良相		不明 (下組三丁目)
	場所役	羽津原五右衛門	川手主馬良相		下組
	段平御船乗物主役	越川常右衛門	川手主馬良相		下組
	御船小屋御番	秋山勘七	川手主馬良相		下組
	西石場御番	曾我他門次	川手主馬良相		下組
	手艇役	小川虎太	川手主馬良相		下組
13	絵図役	野田市次	川手文左衛門良相	鉄砲30人	下二丁目→ (下三丁目)
	物書役	(瀧谷加伝次)	木俣亘理守位⑧		(下組)
	触役	瀧谷加伝次	木俣亘理守位⑧		下組
	鉄物役	清水常次	木俣亘理守位⑧		下組
	石樋役	幸島原吾	木俣亘理守位⑧		下組
	縄見役曲尺見役兼帯	木戸伍郎介	木俣亘理守位⑧		下組
	手艇役	桜居助三郎	木俣亘理守位⑧		下組
	絵図役	吉田寿右衛門	木俣亘理守位⑧		下組
	場所役	吉田寿右衛門	木俣亘理守位⑧		下組
	御鷹野橋御貸付	瀧谷加伝次	木俣亘理守位⑧		下組
	段平御船乗物主役	辻居宗吾	木俣亘理守位⑧		下組
	段平御船乗物主役	岡田軍八	木俣亘理守位⑧		下組
	14	南街道役	矢嶋喜八郎		日下部三郎右衛門令春⑧
新塩硝御蔵御番		粕谷嘉右衛門	日下部三郎右衛門令春⑧	善利橋七丁目	
千代宮口御番		安居友右衛門	日下部三郎右衛門令春⑧	善利橋七丁目	
15	看板役	甲良宗吾	黒柳孫右衛門朋善⑦	鉄砲30人	善利橋二丁目
16	看板役	崎山藤太	早乙女多司馬正清⑦	鉄砲30人	中組
	御城中役	岡吉蔵	早乙女多司馬正清⑦		中組
	五畝改役	佐渡翁介	早乙女多司馬正清⑦		善利橋十五丁目
	縄見役曲尺見役兼帯	山口瀧三郎	早乙女多司馬正清⑦		善利橋十三丁目
	手艇役	力石与所右衛門	早乙女多司馬正清⑦		善利橋十五丁目
	手艇役	外村雄介	早乙女多司馬正清⑦		善利橋十五丁目
	手艇役	高橋善次右衛門	早乙女多司馬正清⑦		善利橋十五丁目
新塩硝御蔵御番	山口今右衛門	早乙女多司馬正清⑦	善利橋十五丁目		
17	黒御門外御屋敷掛り	中居半左衛門	酒居三郎兵衛勝延⑦	鉄砲30人	上組
18	下御土手役	更田加内	杉原数馬守明⑦	鉄砲40人	池須町
	下御土手役	谷田八十平	杉原数馬守明⑦		池須町
	古城御山廻り役	北村文之進	杉原数馬守明⑦		池須町
	手艇役	中嶋幾次郎	杉原数馬守明⑦		池須町 (家並帳に幾太郎あり)
	場所役	更田嘉内	杉原数馬守明⑦		池須町
御経堂御番	寺脇善兵衛	杉原数馬守明⑦	善利橋十四丁目		
	馬場先御番	松野惣七	杉原数馬守明⑦	善利橋十四丁目 (絶家カ、並帳十四丁目に「松野」あり)	

19	西御薪蔵役	岩佐多門次	杉原重之進守之⑤	鉄砲30人	善利橋三丁目
	里根御山廻り役	平塚重太夫	杉原重之進守之⑤		善利橋九丁目
	五畝改役	平塚重太夫	杉原重之進守之⑤		善利橋九丁目
	手梃役	川原林鉢郎次	杉原重之進守之⑤		(善利橋四丁目)
	馬場先御番	高野瀬運平	杉原重之進守之⑤		善利橋九丁目
	里根口御番	高田友九郎	杉原重之進守之⑤		(善利橋ヨリ四丁目)
	千代宮口御番	丸岡滋介	杉原重之進守之⑤		(不明) 目
20	石灰役	北川七郎右衛門	鈴木相馬重則⑧	鉄砲30人	上組
	里根御山廻り役	北村利八	鈴木相馬重則⑧		上組
	里根御山廻り役	大塚金右衛門	鈴木相馬重則⑧		上組
	新焰硝御蔵御番	角田樹介	鈴木相馬重則⑧		上組
21	塩硝御蔵御番	関松五郎	高橋要人重敬⑦	鉄砲30人	善利橋十一丁目
22	下御土手役	沢田常介	田中三郎左衛門義貴⑥	鉄砲30人	上組
	下御土手役	越石喜作	田中三郎左衛門義貴⑥		上組
	古城御山廻り役	山田藤四郎	田中三郎左衛門義貴⑥		上組
	場所役	日夏瀬右衛門	田中三郎左衛門義貴⑥		上組
	場所役	大橋判左衛門	田中三郎左衛門義貴⑥		上組
御経堂御番	沢田新吾	田中三郎左衛門義貴⑥	上組		
23	触役	富田曾右衛門	長野初馬業繁④	鉄砲30人	善利橋六丁目
	物書役	坂田熊次郎	長野初馬業繁④		善利橋五丁目
	東御薪蔵役	富田加平次	長野初馬業繁④		善利橋七丁目
	石樋役	市田兵次	長野初馬業繁④		善利橋五丁目
	古城御山廻り役	沢孫八	長野初馬業繁④		善利橋七丁目
	縄見役曲尺見役兼帯	沢百郎	長野初馬業繁④		善利橋六丁目
	手梃役	竹村半兵衛	長野初馬業繁④		善利橋六丁目
	絵図役	中村林八	長野初馬業繁④		善利橋六丁目
	御船小屋御番	北村佐平次	長野初馬業繁④		善利橋五丁目
24	物書役	兼松武司	成嶋常次郎久則⑩	弓20人	善利橋一丁目
	中御土手役	西村善右衛門	成嶋常次郎久則⑩		善利橋一丁目
	御城中役	久保木周吾	成嶋常次郎久則⑩		善利橋一丁目
	下御土手役	久保木周吾	成嶋常次郎久則⑩		善利橋一丁目
	下御土手役	中嶋瀧右衛門	成嶋常次郎久則⑩		善利橋一丁目
	古城御山廻り役	肥田牧太	成嶋常次郎久則⑩		善利橋一丁目
	五畝改役	肥田牧太	成嶋常次郎久則⑩		善利橋一丁目
	手梃役	岡部文介	成嶋常次郎久則⑩		善利橋一丁目
	絵図役	大館喜太郎	成嶋常次郎久則⑩		善利橋一丁目
	場所役	大館喜太郎	成嶋常次郎久則⑩		善利橋一丁目
場所役	西村弾次	成嶋常次郎久則⑩	善利橋一丁目		
25	鉄物役	川嶋熊次郎	西尾治部介朝昭⑥	鉄砲30人	善利橋四丁目
	中御土手役	若山織平	西尾治部介朝昭⑥		善利橋四丁目
	御城中役	岡田作右衛門	西尾治部介朝昭⑥		善利橋四丁目
	石灰役	川嶋熊次郎	西尾治部介朝昭⑥		善利橋四丁目
26	東御薪蔵役	矢嶋文六	西山内蔵允義之⑧	鉄砲40人	善利橋九丁目
	里根御山廻り役	日下部助次	西山内蔵允義之⑧		善利橋九丁目
	縄見役曲尺見役兼帯	名倉芳介	西山内蔵允義之⑧		善利橋九丁目
	手梃役	宮下十介	西山内蔵允義之⑧		善利橋五丁目
	手梃役	池山团八郎	西山内蔵允義之⑧		善利橋四丁目
	手梃役	北村弥五郎	西山内蔵允義之⑧		善利橋九丁目
	場所役	堀延次郎	西山内蔵允義之⑧		善利橋九丁目
	新焰硝御蔵御番	鯉江兵右衛門	西山内蔵允義之⑧		善利橋九丁目
27	看板役	清水七郎	藤田治部右衛門重方⑨	鉄砲30人	善利橋十四丁目
	西御薪蔵役	上野美和次	藤田治部右衛門重方⑨		善利橋十四丁目
	段平御貸附役	清水七郎	藤田治部右衛門重方⑨		善利橋十四丁目
	中御土手役	山村寛平	藤田治部右衛門重方⑨		善利橋十四丁目
	中御土手役	吉田友右衛門	藤田治部右衛門重方⑨		善利橋十四丁目
	北海道役	葛巻金右衛門	藤田治部右衛門重方⑨		善利橋十四丁目
	手梃役	吉田善之進	藤田治部右衛門重方⑨		善利橋十四丁目
	御材木蔵御番	竹内昇二	藤田治部右衛門重方⑨		善利橋十四丁目
	西石場御番	奥村兵右衛門	藤田治部右衛門重方⑨		善利橋十四丁目 (絶家カ、家並眼にあり)

彦根藩普請方の組織と機能

28	鉄物役	堀居作郎	藤田勝右衛門朝則⑦	鉄砲30人	善利橋十一丁目
	手梃役	飯嶋何右衛門	藤田勝右衛門朝則⑦		善利橋十一丁目
	手梃役	川崎藤吾	藤田勝右衛門朝則⑦		(善利橋十一丁目)
	手梃役	飯嶋介次郎	藤田勝右衛門朝則⑦		(善利橋十一丁目)
	場所役	松橋門吾	藤田勝右衛門朝則⑦		善利橋十二丁目
	新焔硝御蔵御番	光田惣右衛門	藤田勝右衛門朝則⑦		善利橋十一丁目
	御材木蔵御番	北野武右衛門	藤田勝右衛門朝則⑦		善利橋十一丁目
29	御材木蔵御番	北原栄蔵	藤田勝右衛門朝則⑦	鉄砲30人	善利橋十一丁目
	東御薪蔵役	中河原丹蔵	舟橋宮内正迪⑥		中組
	手梃役	中居伴六	舟橋宮内正迪⑥		中組
	塩硝御蔵御番	山本喜平次	舟橋宮内正迪⑥		中組
31	塩硝御蔵御番	小田柿彦内	舟橋宮内正迪⑥	鉄砲30人	中組
	塩硝御蔵御番	木村勘右衛門	舟橋宮内正迪⑥		中組
	物書役	岩崎猪之介	細江次郎右衛門正辰⑦		下ノ五丁目
	中御土手役	山本文平	細江次郎右衛門正辰⑦		下ノ五丁目
	手梃役	清水門大夫	細江次郎右衛門正辰⑦		下ノ一丁目
	手梃役	寺沢喜三郎	細江次郎右衛門正辰⑦		下組
32	場所役	服部善之介	細江次郎右衛門正辰⑦	弓20人	下組
	場所役	関音三郎	細江次郎右衛門正辰⑦		下組
33	馬場先御番	風間勘大夫	三浦九右衛門高近⑨	鉄砲30人	善利橋十丁目
	場所役	小西判吾	三浦九右衛門高近⑨		(善利橋五丁目力)
	触役	居林旧右衛門	棕原治右衛門正意⑩		中組
	物書役	岡田潤介	棕原治右衛門正意⑩		中組
	段平御貸附役	居林旧右衛門	棕原治右衛門正意⑩		中組
	古城御山廻り役	崎山本次郎	棕原治右衛門正意⑩		中組
	縄見役曲尺見役兼帯	須田彦六	棕原治右衛門正意⑩		中組
	手梃役	山口織之進	棕原治右衛門正意⑩		中組
	場所役	畑熊右衛門	棕原治右衛門正意⑩		中組
	塩硝御蔵御番	木川又三	棕原治右衛門正意⑩		中組
34	里根口御番	岩崎門三郎	棕原治右衛門正意⑩	鉄砲30人	中組
	千代宮口御番	須田彦六	棕原治右衛門正意⑩		中組
	鉄物役	三原弥五介	山田甚五右衛門利忠⑧		善利橋十三丁目
	西御薪蔵役	前川七蔵	山田甚五右衛門利忠⑧		善利橋十三丁目
	西御薪蔵役	山口判内	山田甚五右衛門利忠⑧		善利橋十三丁目
	東御薪蔵役	前川七蔵	山田甚五右衛門利忠⑧		善利橋十三丁目
	石樋役	三原弥五介	山田甚五右衛門利忠⑧		善利橋十三丁目
	里根御山廻り役	河澄生介	山田甚五右衛門利忠⑧		善利橋十三丁目
	古城御山廻り役	嶋崎沖右衛門	山田甚五右衛門利忠⑧		善利橋十四丁目
35	縄見役曲尺見役兼帯	相宗栄左衛門	山田甚五右衛門利忠⑧	鉄砲40人	善利橋十三丁目
	手梃役	小西圓次郎	山田甚五右衛門利忠⑧		善利橋十三丁目
	鍛冶方役	小西専介	横内頼母慎卿⑧		下組
	鍛冶方役	林嘉右衛門	横内頼母慎卿⑧		下組
	御城中役	大橋次郎	横内頼母慎卿⑧		下組
36	南街道役	河村七太夫	横内頼母慎卿⑧	鉄砲30人	下組
	細工役	大森判太夫	横内頼母慎卿⑧		下組
	西石場御番	小山文次郎	横内頼母慎卿⑧		下組
	手梃役	居林徳次郎	吉川軍左衛門業虎⑧		北組
	手梃役	平松藤次	吉川軍左衛門業虎⑧		北組
	絵図役	服部栄太	吉川軍左衛門業虎⑧		北組
	場所役	野村紋之丞	吉川軍左衛門業虎⑧		北組
	場所役	服部栄太	吉川軍左衛門業虎⑧		北組
37	場所役	久野才右衛門	吉川軍左衛門業虎⑧	鉄砲30人	北組
	新焔硝御蔵御番	矢嶋翁介	吉川軍左衛門業虎⑧		北組
	御経堂御番	寺沢三津次	吉川軍左衛門業虎⑧		北組
	下海道役	不破多五郎	渡部蔵人至⑨		善利橋十五丁目
	古城御山廻り役	服部虎蔵	渡部蔵人至⑨		善利橋十五丁目
	黒御門外御屋敷掛り	谷沢謙吾	渡部蔵人至⑨		善利橋十五丁目
37	段平御船乗物主役	佐渡柳介	渡部蔵人至⑨	鉄砲30人	善利橋十五丁目
	御材木蔵御番	岡崎飡郎	渡部蔵人至⑨		善利橋十五丁目
	西石場御番	戸塚文介	渡部蔵人至⑨		善利橋十五丁目

	千代宮口御番	林孫八郎	渡部藏人至⑨		善利橋十五丁目 (→十三丁目)		
	物書役	石関兵太夫	渡部藏人至⑨		善利橋十四丁目		
	善利川御土手役	北村加六	渡部藏人至⑨		善利橋十五丁目		
所属不明	細工役	清水次郎兵衛	元杉原数	(所属不明)	善利橋十四丁目		
	場所役	森藤八郎	元三浦五		(善利橋十丁目)		
	御城中役	平居伝次郎	記載なし		善利橋十丁目		
	善利川御土手役	北川久七	記載なし		善利橋十四丁目		
	下海道役	並江重太郎	記載なし		善利橋十四丁目		
	石樋役	小田弾次	記載なし		善利橋十四丁目		
	里根御山廻り役	不破利介	記載なし		不明 (勘定人町)		
	縄見役曲尺見役兼帯	市田加十郎	記載なし		善利橋十四丁目		
	場所役	伊藤助次郎	記載なし		中組		
	場所役	児玉喜六	記載なし		善利橋十五丁目		
	場所役	山口喜太夫	記載なし		記載なし		
	新焔硝御藏御番	山口今右衛門	記載なし		(善利橋十五丁目)		
	新焔硝御藏御番	津川理平	記載なし		(善利橋十一丁目)		
	①	護国殿御番人	山川茂介		戸塚左大夫	(旗奉行)	(旗町)
護国殿御番人		北村甚右衛門	戸塚左大夫	(旗町)			
護国殿御番人		伏木丈右衛門	戸塚左大夫	(旗町)			
御旗小頭		柴田儀衛門	戸塚左大夫	(伊賀町)			
猿ヶ瀬御土手清凉寺御廟御掃除兼帯		古川伴右衛門	戸塚左大夫	(旗町)			
御役所御番		筒居延次	戸塚左大夫	(旗町)			
御役所御番		岩崎万之介	戸塚左大夫	(旗町)			
御役所御番		小西作右衛門	戸塚左大夫	(旗町)			
西御藏御番		山川新吾	戸塚左大夫	(旗町)			
東御藏御番		上田専吾	戸塚左大夫	(旗町)			
御掘廻り		門池忠次	戸塚左大夫	(旗町)			
割使		名木宇原太	戸塚左大夫	(旗町)			
御仕送り方渡り		今村仲次	戸塚左大夫	(旗町)			
御供役		西村弥平次	戸塚左大夫	(旗町)			
御供役		坂口弥五郎	戸塚左大夫	(旗町)			
御供役		橋本弁吾	戸塚左大夫	(旗町)			
安清口御番		川口藤吾	戸塚左大夫	(旗町)			
②		護国殿御番人	静 利右衛門	脇五右衛門	(旗奉行)		(旗町)
		護国殿御番人	藤村吉右衛門	脇五右衛門			(旗町)
		護国殿御番人	西沢惣右衛門	脇五右衛門			(旗町)
	護国殿御番人	中嶋与平	脇五右衛門	(旗町)			
	御旗小頭	勝見茂次郎	脇五右衛門	(伊賀町)			
	猿ヶ瀬御土手清凉寺御廟御掃除兼帯	木船利三郎	脇五右衛門	(旗町)			
	御役所御番	岡部九平次	脇五右衛門	(旗町)			
	西御藏御番	小西九郎太夫	脇五右衛門	(旗町)			
	東御藏御番	朝山(浅山)庄藏	脇五右衛門	(旗町)			
	御掘廻り	大堀庄三郎	脇五右衛門	(旗町)			
	割使	藤江文平	脇五右衛門	(旗町)			
	割使	中村磯右衛門	脇五右衛門	(旗町)			
	御仕送り方渡り	高橋十藏	脇五右衛門	(旗町)			
	御元方渡り	河原崎熊次	脇五右衛門	(旗町)			
	御元方渡り	西川新右衛門	脇五右衛門	(旗町)			
	御供役	北村小平次	脇五右衛門	(旗町)			
	安清口御番	北村加藏	脇五右衛門	(旗町)			
	安清口御番	田中牧太	脇五右衛門	(旗町)			
	安清口御番	大橋小七郎	脇五右衛門	(旗町)			
	御薬園御用掛り		(普請奉行)				
御薬園御用掛り		(普請奉行)					
御薬園御用掛り		(普請奉行)					
御薬園御用掛り		(普請奉行)					
御薬園御用掛り		(普請奉行)					

彦根藩普請方の組織と機能

八ツ尾御山廻り	辰野平右衛門	(普請奉行)	
八ツ尾御山廻り	藤川太右衛門	(普請奉行)	
守野御林廻り	平木甚太郎	(普請奉行)	
守野御林廻り	堀川清兵衛	(普請奉行)	
霊山御山廻り	清水常右衛門	(普請奉行)	
霊山御山廻り	山口藤蔵	(普請奉行)	
丸山石場見廻り	喜右衛門	(普請奉行)	
(丸山石場見廻り)		(普請奉行)	
掃除小頭	杉立祐蔵	(普請奉行)	
掃除小頭	田部善右衛門	(普請奉行)	
掃除小頭	新楽儀平太	(普請奉行)	
掃除小頭	増田藤介	(普請奉行)	
掃除小頭	林藤十郎	(普請奉行)	
掃除小頭	西嶋与平	(普請奉行)	
御役夫手代	中村儀右衛門	(普請奉行)	
御役夫手代	藤田忠蔵	(普請奉行)	
御役夫手代	北川延次	(普請奉行)	
新田村船指	善次郎	(普請奉行)	
新田村船指	忠蔵	(普請奉行)	

* 天保7年「普請方下役名寄」記載の役名・下役人名・物頭の苗字・所属組の記載と、「物頭代々記」(「彦根藩井伊家文書」彦根城博物館所蔵)の物頭の姓名・担当組名・組人数を照合し、所属組が一致しない場合は、物頭名を優先して所属を推定した。

** 「物頭」欄の人名末尾の○数字は、各家の代数を示す。

表⑥ 文化13年・同14年の足軽出入普請

月 日	人数	「諸事日記」の記事
□文化13年		
3月15日	57	御足軽出入五拾七人、表御門御玄閤前へ栗石持三へん、着到稲垣下北野縄取式組、御用□六人、道具はん五人
6月16日	50	御足軽出入五拾人、平田山へ順礼海道へ赤土持式通之処、雨天ニ付、持込致呉候様、手代中被申聞候間、対談之上、持込ニ極
6月25日	95	出入九拾五人、平田山へ順礼海道へ赤土持
7月21日	83	御足軽出入八拾三人、順礼海道揃ニ而、内曲輪広小路へ栗石
7月25日	52	御足軽出入五拾式人、下片原吉川九郎太夫前へ栗石持、順礼海道へ三遍ツ、且又廿一日兩奉行衆御申付之通、上中下分候道之通、上ハ才介組、主税組也、中ハ権之介組・平次右衛門組・次太夫組・八郎右衛門組・織入組、其余替事なし
7月29日	96	御足軽出入九拾六人、下片原へ栗石荷上、権内・平八郎組、八郎右衛門組、中ハ、内蔵之丞・外記・次太夫組なり
閏8月16日	52	御足軽出入五拾式人、平田山へ八丁目御土手へ赤土式へん、外ニ縄取八人、御用捨壺人引有
閏8月21日	46	御足軽出入四拾六人、八丁目御土手へ赤土持罷出ル、着到堀圓次郎
9月24日	42	御足軽出入四拾式人、順礼海道へ少し下、善利川掻割、竿、平次右衛門組
9月25日	39	同三拾九人、右同断普請、竿、右同断、田中氏代り
10月6日	52	御足軽出入五拾式人、善利川掻割御普請罷出ル、竿、三浦内膳組なり、御足軽出入普請、今日限りなり
出入合計	664	
□文化14年		
3月8日	56	善利川橋詰より順礼海道へ栗石持、但橋詰ため有之候岩、五遍ツ、
3月9日	60	平田山へ順礼海道へ赤土持
3月13日	31	上組御土手揃ニ而、五郎右衛門橋詰へ栗石持、ひろい持拾遍ツ、
3月17日	45	善利川橋詰へ成就院前へ栗石持、三遍ツ、但持ため有之
3月21日	13	成就院前へ栗石持
3月26日	29	善利川箸詰へ高宮口土橋枳形へ栗石持、七へん宛、但し橋詰ニ持ため有之石、
4月朔日	3	善利川橋詰揃ニ而、橋詰有之石、御役所へ栗石持、九遍ツ、
4月9日	31	善利川橋詰へ御役所前へ栗石持
5月8日	85	平田山へ善利川橋詰へ赤土持、三遍之処、雨天ニ付出残候ニ付、壺へん之持込ニ相成ル
5月14日	100	善利川橋詰へ高宮口へ栗石持、六遍ツ、但し雨天ニ付、出揃悪敷、遅り候ニ付、壺へん之持込、
5月23日	109	八丁目御土手揃ニ而、本町口枳形へ栗石持、五遍ツ、
5月26日	105	右同断御普請、右場所栗石片付御用ニ、御役人壺人遣、儀右衛門割、猶又翌日三人好置
6月6日	100	八丁目御土手揃ニ而、御勘定所前、宝蔵寺通院際へ栗石持、五遍ツ、
6月27日	97	今日へ平田山へ順礼海道御土手へ赤持、式へん
7月朔日	99	右同断
7月5日	105	平田山へ順礼海道へ赤土持
7月12日	98	八丁目御土手揃ニ而、本町口内広場へ栗石持五遍ツ、
7月20日	99	宝蔵寺前へ栗石持、雨天ニ付見合持込
7月26日	89	八丁目御土手へ御勘定所前へ栗石持、五へん
7月28日	0	九拾一人、御普請之処、雨天ニ付休日
8月2日	91	八丁目御役所前ニ有之栗石、切通口土橋へ四遍ツ、
8月5日	91	八丁目御役所前ニ有之栗石、切通口土橋へ三遍ツ、
8月9日	76	八丁目御役所前ニ有之栗石、切通口土橋へ三遍ツ、
	0	(* 8月13日～9月朔日の間、小野は奥之嶋へ出郷)
9月5日	45	八丁目御土手へ本町口内へ栗石持、五へん
9月8日	46	右同断
9月13日	49	平田山へ善利川橋詰へ赤土持、三へんツ、
9月16日	55	右同断御普請
9月19日	53	右同断御普請
9月23日	62	前々同断御普請
10月5日	33	平田山へ善利川橋詰へ赤土持、三へんツ、
10月6日	0	御足軽出入御普請、今日限仕廻也
出入合計	1955	

*普請方手代小野正好の「諸事日記」をもとに作成。